

# ボリングブルックの社会思想

- 一 ボリングブルック「復活」
- 二 ボリングブルックの政治思想
  - (1) ジャコバイトとしてのボリングブルック
  - (2) 市民社会論
  - (3) 権力分立論
- 三 ボリングブルックの歴史論
  - (1) 歴史の効用について
  - (2) イギリス史認識
- 四 ボリングブルックの宗教思想
  - (1) 既成宗教および教会批判
  - (2) 理神論と国民的宗教
- 五 ボリングブルックの著作集について

浜  
林  
正  
夫

## 一 ポリングブルック「復活」

一七五四年に、遺言によってポリングブルックの蔵書や手稿などをゆずりうけたデヴィッド・マレットがポリングブルックの全集を刊行したとき、サミュエル・ジョンソンがつぎのように語ったというのは、有名な話である。「あいつはならずもので卑怯ものだ。ならずものというのは宗教と道徳に筒先をむけているからであり、卑怯ものというのは自分で発砲する決断がつかずに、乞食みたいなスコットランド人に半クラウンを残して、自分が死んでから引き金をひかせたからだ。」それから三〇年あまりたつて、エドマンド・バークが『フランス革命についての省察』のなかで「だれがいまポリングブルックをよむであろうか、だれが、かつてかれをよみとおしたであろうか」とのべたことは、もっと有名であろう。

しかしこのようなジョンソンやバークの酷評にもかかわらず、一八世紀においてはポリングブルックはスウィフトやポーブの友人として、また文壇の才人として高い評価をうけつづけていたように思われる。スウィフトは一七一年にポリングブルックについてつぎのようにのべた。「私はセント・ジョン氏をいままで知りあつたなかでもっとも立派な若者だと思う。機知、能力、美、理解の早さ、立派な学識、すぐれた趣味。庶民院での最良の弁舌家、みごとな会話、善良な性格、マナーのよさ。寛大さ、金銭をさげすむ人。かれの唯一の欠点は、友人と話をするとき仕事に過重だと不平をいうことで、それがすこしきざっぽくみえる。かれは洗練された紳士で道楽者でありながら実務家になるうとして、やりすぎているのだ。かれがどんな真意と誠実さをもっているのか、私にはわからない。かれはいままだ三十二歳なのに、もう一年以上も国務卿をやっている。」<sup>(3)</sup> こういうスウィフトの賛辞がそのままひきつがれたかどうかは不明であるけれども、「だれがいまポリングブルックをよむであろうか」というバークの評言にもかかわら

ず、一九世紀のはじめまではボリングブルックの著作集の刊行はあいづぎ、単行書の増刷もつづいていた。ころろみにナショナル・ユニオン・カタログに収録されているものをみてみると、マレット版の著作集が一七五四年の初版(全五巻)以後、五七年(全六巻)、七七年(ギルバート・パーク編の書簡集二巻を加えて全七巻)、七九年、九三年、一八〇九年と版をかさね、ほかに一一巻本の著作集が一七五三年、五四年に刊行され、『雑著作集(The Miscellaneous Works)』が一七六八年と七三年にエディンバラから、『哲学著作集』全五巻が一七五四年と七七年にロンドンから刊行されている。また一七四八年に初版をだした『政治論集(A Collection of Political Tracts)』は同年再版をだし、以後、六九年、七五年、八八年と版をかさね、一七三四年にハーグで初版をだした『政党論(A Dissertation upon Parties)』は一七八六年に一一版をだしている。さらにその『歴史の研究と効用についての書簡(Letters on the Study and Use of History)』は一七四二年の初版以後、五二年、七〇年、七七年、七九年、八八年、九一年、九二年、一八〇八年と版をかさねたほかに、五八年と九四年にはドイツ語訳がでている。一八〇八年にはフランス語の著作集もパリで刊行された。

以上がすべてではないけれども、これだけからでもパークの評言とは裏腹に、ボリングブルックがかなりよまれているという推定は可能であろう。とくに注目すべきことは『政党論』がもっとも多くの版をかさねていることである。さきの引用がしめしているように、ジョンソンのボリングブルック批判はその宗教思想と道徳論にむけられたものであった。あるいはボリングブルックが若いころに素性のいかがわしい女と同棲したり、公園を裸で走りまわったりしたという個人的な品行のことも念頭にあったのかもしれない。パークの批判も、ボリングブルックとならべて、「コリンズ、トラランド、ティンドゥル、チャブ、モーガンおよび、みずから自由思想家と称した人びと」があげられているところからもあきらかなように、やはりボリングブルックの理神論にはこ先をむけたものであった。パークはすで

に『自然社会の擁護』（二七五六年）の序文において、ボリングブルックをまるで無神論者であるかのよう<sup>(4)</sup>に攻撃していたのである。『サミュエル・ジョンソン伝』の著者ボズウェルは、さきに引用したジョンソンの言葉を伝えたあと、別のところで、ボリングブルックは「形而上学者としては厭悪すべきだが、政治著作家としてはみごとに才能をもっている」と注記しているが、一八世紀においてはボリングブルック評価は、その宗教論と政治論とはまったく相反していたのではなからうか。一七七〇年に『ボリングブルック伝』をあらわした作家オリヴァー・ゴールドスミスは、「かれの政治に好意をもつ人びとも、その宗教についてはかれを非難することは確実であり、また逆にかれの神学上の意見につよくひかれる人びとは、おそらくかれの政治を非難するであろう。どちらの側からみても、かれは反対者をもつことはたしかなのだ」とのべているが、これは当時のボリングブルック評価の二面性をたくみにいいあらわしたものの、といってよいであろう。そしてゴールドスミス自身は、「ボリングブルックは道德思想家としてはあまりに多くのことを狙いすぎて何ごともなしえなかったように思われるが、しかし政治著作家としては、かれに匹敵するのはほとんどなく、かれを越えるものはだれもない」という評価をくだしたのであった。<sup>(5)</sup>

しかしゴールドスミスが、ボリングブルックの政治著作は「現在でもなお賞賛をうけつづけ、おそらく永遠にうけつづけるであろう」とのべたにもかかわらず、一九世紀にはいるとボリングブルックはしだいに忘れられていった。パークの評言は一八世紀についてよりも一九世紀については妥当なものである。ボリングブルックの著作の刊行も目立って少なくなり、おもなものは一八四一年にフィラデルフィアからそして一八四四年にロンドンから刊行された四冊本の著作集（この両者はまったく同じものである）があるだけである。しかもこの著作集の内容はマレット版に五つの論文を追加しただけのもの、それ以外は収録著作の配列もまったく同一であって、新しい著作集というよりはマレット版の増補版にとどまるというべきものである。さらにおどろくべきことには、この著作集に付せられたボ

リングブルックの伝記は、ゴールドスマスによる伝記と、一八〇九年版著作集に新たに加えられた『補足』とそれ以外の新資料とをたくみにませあわせ、つないだものであって、そのかなりの部分は前二者からの剽窃である。私はまだこの著作集の編者および伝記の執筆者がだれであるのかを確かめることができないでいるが、剽窃でない部分もこの伝記の筆者の独自の研究によるものではなく、その多くを一八三五年に刊行されたG・W・クックの『ボリングブルック卿伝』によるものであった。

クックはかれがまだオックスフォード大学の学生であった二十歳ごろにこの伝記を書き、マスター・オブ・アーツの学位をとった翌年にこれを刊行したのであるが、レズリ・ステイヴンによって「皮相的」と評されているにもかかわらず、これはやはり質量ともに最初の本格的なボリングブルック伝といつてよいものであろう。クックは、ボリングブルックがその当時は第一級の才人とみなされていたにもかかわらず、のちになって不当にきびしい評価をうけ、その著作の内容は十分に検討されることもなく非難され、そのために伝記研究の対象となることもなかった、ということ。これまでに刊行されているその伝記は、いづれも簡単なスケッチにとどまるものであり、誤りも多く、たとえばその生年にさえ六年もの誤りがあるとし、<sup>(8)</sup>したがって新しい伝記を執筆する必要はとくに説明するまでもなく自明である、とのべている。もっともクックも、おそらくはまだボリングブルックにたいしていだかれていた偏見に配慮したのであるろうが、<sup>(9)</sup>けっしてボリングブルックを弁護するつもりはないといひ、わざわざ「私はいかの政治生活をウィッグの先入観をもって考察し、かれの懐疑的哲学にたいしてはキリスト教徒としての信念を対置した」とことわっている。しかし、このことわり書きにもかかわらず、クックはかなりボリングブルックに好意的であり、その『政党論』を「この主題についての最高の傑作」<sup>(10)</sup>と評価しているのみでなく、その宗教思想についても比較的高い評価をこれに与えたのであった。もちろんクックもボリングブルックの理神論に賛成しているわけではない。しかしかれは、ジョン

スンやバークのようにボリングブルックを宗教や道徳にたいする敵対者として非難するのではなく、冷静にその理神論体系を分析し、それなりの一貫性をそこにみとめるのである。四つの章にわたるボリングブルックの哲学思想の分析ののち、クックはつぎのように結論している。「以上がボリングブルックの第一哲学の自然的傾向であった。それ自体として一貫性をもつあらゆる理神論体系の結果はこのようなもの、またはこれに類するものであるにちがいない。いまやその諸原理は解明され、欠陥は暴露された。しかし啓示の真実さよりも、冷酷で希望なき体系の方を好む偏見をわれわれは一笑に付すけれども、同時に、一方の体系をしりぞけながら他方の体系をこのような一貫性をもって構築しえた配慮のゆきとどいた才能は賞賛せざるをえない。」<sup>(11)</sup>

ボリングブルックにたいするこのように高い評価は、一九世紀においてもなお異例のものであったように思われる。クラムニックが指摘しているように、一九世紀における、ウィッグ史家のボリングブルック批判は、「かれの思想ほんらいの内容よりもむしろ、かれが道徳的、政治的、宗教的な原則に欠けていた」<sup>(12)</sup>ことにむけられていたのである。マコーリにとってはボリングブルックは利己的な裏切りもので、「ブリリアントならずもの」であったし、ウォールポールの伝記作者であるジョン・モーリにとっては「いかさま師」「もっとも浅薄で見かけだおしで不誠実な」文筆家であった。<sup>(13)</sup>その宗教思想にたいした検討を加えたレズリ・ステイヴンも、ボリングブルックが一方で無神論を攻撃しつつ、他方ではキリスト教神学を批判し、無神論者と神学者とは暗黙の同盟を結んでいるという両面批判をおこなったことを「一貫性に欠ける」といい、「ボリングブルックの文体はとほうもなく散漫である。かれは論理的であるべき場合に修辭を用いたり、たえまなく同じことをくりかえし、またたえまなく自己矛盾におちいつている。この定見なき空論の泥沼のなかに思惟の堅固な基盤を発見することは不可能である」と酷評している。そしてステイヴンはボリングブルックのこの自己矛盾の原因を、かれが哲学のなかに政治をもちこんだことにもとめ、「ボリング

ブルックは哲学者の衣裳をまとったたんなる政党人にすぎなかった」ときめつけ、しかも政治家としても無節操な、「その時代の不誠実さを代表するもの」としている<sup>(14)</sup>。

このような悪評からボリングブルックを救いだすのには、二〇世紀をまたなければならなかったのである。

二〇世紀のはじめにボリングブルック再評価をくわだてたのは、W・シチュエルの『ボリングブルックとその時代』(一九〇一—二年)であった。この書物はオックスフォード大学出版部の『イギリス史文献目録』叢書の『ステュアート時代』(一九七〇年版)のなかで「現在でも最良の伝記」といわれているものであるが、その序文のなかで著者は、「わが国の有力な歴史家はすべてウィッグであった。公平にみて、トーリの諸原理をいくらか弁護することが不可欠であるように思われる<sup>(15)</sup>」とのべ、従来の史観の修正を意図するものであることを明言している。そしてシチュエルは、とくに一七一五年以降についてはボリングブルックの経歴はほとんど研究されていないといて、新しい資料を豊富に紹介するとともに、政治的にはボリングブルックの思想と行動は「国民的政党(a national party)」の形成という視点から一貫してとらえうるし、その宗教思想は無神論と神学への両面批判という点で一貫性をもっていった、と主張する。「ボリングブルックは徹底した有神論者としてみごとな弁証法的技術と膨大な典拠および探究の学識とをもって相手を論破している<sup>(16)</sup>」。シチュエルの評価はステューヴンとはまったく逆であって、ステューヴンが「とほうもなく散漫」といったボリングブルックの文体も、シチュエルによれば「ミルトン以来の散文体の最高の名文家<sup>(17)</sup>」となる。シチュエルは補論のなかでステューヴン批判の一章をもうけ、ウォーバトンの批判の相手がボリングブルックであったことをステューヴンは気づかず、全体としてステューヴンはボリングブルックの思想をよく理解しておらず、「宗教と道徳に筒先をむけている」というジョンソンの非難に追隨しているだけである、と批判した。ステューヴンはいかれの著書の第三版(一九〇二年)の序文でこれにたいして答えているけれども、ウォーバトンとボリングブルックとの関

係にふれたのみで、ボリングブルックの思想全体の評価については、読者の判断にゆだねるとして反論を避けている。シチュエルはさらに補論のなかの「ボリングブルックとギボン」という章では、両者の類似点をあげて、ギボンがボリングブルックの著作を利用したのではないか、という推測をたて、あるいは「バークとボリングブルック」という章では、バークはしきりにボリングブルックを非難しているけれども、その政治思想にかんしてはバークはボリングブルックをうけついでいたのではないか、という興味ふかい指摘をおこなっている。このようにシチュエルはボリングブルック再評価への大きな貢献をおこなったと考えてよいのだが、しかし、ウィッグ史観を修正するためにトリーの諸原理を弁護するというシチュエルの方法的態度は、結局はボリングブルックの現代的評価につながるものとはなりえなかった。現代的評価はウィッグかトリーかという対立をこえたところどころみられなければならないからである。

ボリングブルックの伝記は一九世紀にも二〇世紀にはいってからも、かなりたくさん刊行されつづけていたが、その思想にたいする新しい関心の復活は一九三〇年代にはじまるとみてよいであろう。そしてこれ以降の研究では、それ以前と異なってボリングブルックの宗教思想への関心がうすれ、その政治思想の分析に重点が移行したことが特徴的である。政治思想のなかでもとくに改めて注目をひいたのはボリングブルックの立憲主義 (constitutionalism) であって、一九三〇年代にH・N・フィールドハウスがボリングブルックとジャコバイトとの関係についていくつかの研究を発表したのち、L・ネーミアらのウィッグリトリー二分説見直し論をうけてあらためてその『政党論』をとりあげ、つづいてR・シャルトン、J・H・バーンズらがボリングブルックの権力分立論をとりあげてモンテスキューの先駆という位置づけをこれに与えた。『トリー・ヒューマニスト』という副題をもつJ・ハートのボリングブルック研究や、『ノスタルジアの政治学』という副題をもつI・クラムニックの研究は、これらのボリングブルック再

評価のうえにたつて、その立憲主義をさらに急進主義にまで結びつけようとするところみであつて、ウィッグ寡頭制にトリー・ラディカリズムを対置させている。<sup>(19)</sup>一八世紀いらい、その宗教思想とは対照的に高い評価を与えられてきた『政党論』を中心とするボリングブルックの政治思想が、二〇世紀になってようやくこういう視角から本格的な検討の対象となつたのである。もつとも、ウィッグ系の史家からは最近になつてもなお、野心家、オポチュニスト、陰謀家などという非難はつづいており、ウォルポールの伝記の著者H・J・プラムは、ボリングブルックが「寡頭制支配と国民世論の動向とのあいだの亀裂の増大」をウォルポール以上に明確にとらえていたにもかかわらず、かれは民衆のための殉教者となることもできず陰謀にあけくれ、敗北があきらかとなるとフランスへ亡命して、「政治家のときと同じような鋭敏さと凡庸と欺瞞とを奇妙にくみあわせて哲学者の役を演じた」と評している。<sup>(20)</sup>このように現在にいたつてもなおボリングブルックの評価はウィッグ対トリーという党派の先入観によつて左右されがちであるが、思想史の対象としてとりあげる場合には、こういう党派の先入観をこえたところからの分析が必要なことはいうまでもない。

政治思想が本格的な検討の対象となるにつれ、ボリングブルックの宗教思想の検討は後背にしりぞいており、戦後の研究ではW・M・メリルの『政治家から哲学者へ、ボリングブルックの宗教思想の検討』(一九四九年)があるのみである。もつとも、イギリス理神論の研究はイギリス本国では全体として低調であり、ドイツやフランスにおいてむしろ活発であつて、ボリングブルックもその理神論についてはヴォルテールとの関係で問題にされることが多い。ヴォルテールやモンテスキューなどとの関係は、本稿ではとりあげることはできないが、<sup>(22)</sup>しかしボリングブルックの理神論は、イギリス理神論者のなかでのその位置づけ、およびボリングブルックの政治思想との関係という二重の視点から、やはり思想的分析の対象となる。もうひとつ、ボリングブルックがあらためて史家の注目をひいているのは、その歴史論であつて、そこにマキアヴェルリの影響をみいだしたのはH・バターフィールドであつた。バターフィールド

によればポリングブルックの『愛国者国王の理念』はマキアヴェルリの『君主論』を意識して書かれたものであるとされる。<sup>23)</sup> J・G・A・ボコックの『マキアヴェリアン・モメント』(一九七五年)はさらに壮大な視野のもとにマキアヴェルリの影響を共和主義とのかかわりで追求したものであるが、この視点からはイギリスではジェイムズ・ハリントン、ヘンリー・ネヴィルの流れとポリングブルックとの関係が問題となるであろう。さらにポリングブルックの具体的なイギリス史叙述をその政治思想との関連で検討することも重要である。以上のように、政治、宗教、歴史の分野にわたるポリングブルックの思想を全体として統一的にとらえ、その位置づけをくわだてることが、本稿での最終的な課題である。

最後に日本におけるポリングブルック研究に簡単にふれておきたい。日本における研究はきわめて少ないが、大別すれば二つの流れにわけることができる。ひとつは史学史の立場からのもので、千代田謙、柴山英一両氏のものがあるが、千代田氏はポリングブルックを啓蒙史学の先駆とみて「ヒュームとの相似」を見出し、柴山氏はバターフィールドによりつつマキアヴェルリの影響を論じている。<sup>25)</sup> もうひとつの流れは、ポリングブルックの政治思想にかんする研究であって、岩間正光、森康博両氏のものがある。<sup>26)</sup> 岩間氏はF・J・C・ハーンショウがポリングブルックを「進歩的保守主義者」と規定したのにしたがい、その権力分立論と愛国者国王の理念とを矛盾するものとみ、後者は絶対主義を理想化したもので時代錯誤であり反動的である、という。森氏は愛国主義をニュー・トリー主義とみ、これをウィッグの諸原理の批判的継承であるとして、ホップズ、ロックとポリングブルックとの関係を中心に分析している。以上の二つの流れのいわば総合ともいうべきものは、ヒュームとの対比のなかでポリングブルックのイギリス史認識をとりあげた大野精三郎氏の研究であって、大野氏はウォルポール派とポリングブルックとの論争の根底にはイギリス史にかんする認識(とくにいわゆるサクソンの自由の問題)の対立があったとし、「在野のトリーリー党員で

あったボリングブルックが歴史的にはウィックの立場をとり、ウォルポール陣営は逆にトリーリーの立場をとった<sup>(28)</sup>という興味ぶかい指摘をおこなっている。これはさきにもふれた森氏のいうウィックの原理の批判的受容ともつうずる問題であろう。ボリングブルックの宗教思想にかんする研究はまだ日本では皆無である。

- (1) J. Boswell, *The Life of Samuel Johnson*, Oxford Edition, London, 1904, vol. I, p. 178. 中野好之訳『サムエル・ジョンソン伝』(みすず書房、一九八一年)第一巻、一九一ページ。ただし訳文はこれにちがちな点。
- (2) E. Burke, *Reflections on the Revolution in France*, London, 1790, Everymans Library, p. 86 水田洋訳『ボニング革命にまつての省察』(中央公論社、『世界の名著』34、一九六九年)一五八ページ。
- (3) J. Swift, *The Journal to Stella*, 1766-68, cit., *The Works of Lord Bolingbroke*, 4 vols., London, 1844, rep. 1967, vol. I, pp. 75-76.
- (4) J. Boswell, *op. cit.*, vol. II, p. 179.
- (5) この伝記は一七七一一年の『政党論』第九版の巻頭に付され、ついで一七三七年版の著作集の巻頭にとりいれられた。この引用はこの著作集の一八〇九年版に於る (*The Works of the late Right Honourable Henry St. John, lord viscount Bolingbroke*, London, 1809, vol. I, p. 1)。
- (6) *Ibid.*, vol. I, p. lxx.
- (7) Cf. DNB, art. St. John, Henry.
- (8) Cf. G. W. Cooke, *Memoirs of Lord Bolingbroke*, 2 vols., London, 1835, vol. I, p. vi, トーマス・ウィックスはボニング・ブローケの生年を一六七二年としてゐるが、ブローケはこれを一六七八年一〇月一日と改めた。しかし H. T. Dickinson, *Bolingbroke*, London, 1970, p. 2 は同年九月一日日とこれをあらに修正してゐる。
- (9) G. W. Cooke, *op. cit.*, vol. I, p. xv.
- (10) *Ibid.*, vol. II, p. 91.
- (11) *Ibid.*, vol. II, p. 155.

- (21) I. Krannick, *Bolingbroke and his Circle, the Politics of Nostalgia in the Age of Walpole*, Cambridge, Mass., 1968, p. 1.
- (22) Cf. *Ibid.*, pp. 1-2.
- (23) L. Stephen, *English Thought in the Eighteenth Century*, 2 vols., London, 1876, rep. 1962, vol. I, pp. 149-150, 154, vol. II, p. 144, 中野好之助『一八世紀イギリス思想史』(筑摩書房、一九六九年)「上巻一九七〇-三三ページ」。
- (24) W. Sichel, *Bolingbroke and his Times*, 2 vols., N. Y. 1901-2, vol. I, p. viii.
- (25) *Ibid.*, vol. II, p. 149.
- (26) *Ibid.*, vol. II, p. 401.
- (27) これらは『イギリス史文獻目録「スタンフォード時代』では「一般むけでもまり価値はなら」と概括されている。手近な文献目録としてはH・I・チャキンソンの前掲書に付されたものがもっとも詳しい。
- (28) Cf. H. N. Fieldhouse, Bolingbroke's Share in the Jacobite Intrigue of 1710-14, *English Historical Review*, vol. LII, No. 207, 1937, do., Oxford, Bolingbroke, and the Pretender's Place of Residence, *Ibid.*, vol. LII, No. 206, 1937, do., Bolingbroke and the d'Iberville Correspondence, *Ibid.*, vol. LII, No. 208, 1937, do., Bolingbroke and the Idea of Non-Party Government, *History*, vol. XXIII, 1938-39, R. Shackleton, Montesquieu, Bolingbroke, and the Separation of Powers, *French Studies*, vol. III, 1949, J. H. Burns, Bolingbroke and the Concept of Constitutional Government, *Political Studies*, vol. X, 1962, J. Hart, *Viscount Bolingbroke, Tory Humanist*, London, 1965, I. Krannick, *op. cit.*
- (29) Cf. I. Krannick, *op. cit.*, p. 2.
- (30) H. J. Plumb, *Sir Robert Walpole*, vol. II, London, 1960, p. 311.
- (31) この問題については、もしあたり水田洋「ウォルトールとイギリス」(『思想』六四八号、一九七八年六月)参照。
- (32) Cf. H. Butterfield, *The Statecraft of Machiavelli*, London, 1940, pp. 11-12

(24) この書物については、大久保桂子「一七・八世紀イギリス思想史における『宮廷』と『地方』の概念——J・G・A・ポ  
ーコックの所説を中心に——」(『イギリス史研究』二九号、一九八〇年四月)という紹介がある。

(25) 千代田謙「ボリングブルック子と史学説」(『史林』二二巻四号、一九三六年)、柴山英一「イギリスにおけるマキアヴェ  
リズムの系譜——ボリングブルックの場合——」(『史林』四八巻五号、一九六五年)。

(26) 岩間正光「ボリングブルックの議会・政党観」(『イギリス議会改革の史的研究』、御茶の水書房、一九六六年)。この論  
文は豊田武編『近代の生誕』(大阪教育図書、一九五〇年)所収の同氏の「英国政党政治の確立」に加筆したもの。森康博「ボ  
ーリングブルックの『イギリス憲法』観——ニュー・トリー主義を中心に——」(九州大学『政治研究』二四・二五号、一  
九七八年)。

(27) 大野精三郎『歴史家ヒュームとその社会哲学』(岩波書店、一九七七年)、とくに第一篇第二章、および第三篇参照。

(28) 同書、一五四ページ。

## 二 ボリングブルックの政治思想

### (1) ジャコバイトとしてのボリングブルック

まず、ボリングブルックはどのような意味でジャコバイトであったのか、ということの検討からはじめよう。

ボリングブルックの最初の政治論文は『イグザミナー紙への手紙』(一七一〇年)である。当時からは国務卿の地位  
にあったが、スウィフトによって創刊されたばかりのこの新聞に手紙の形で見解をよせ、スペイン継承戦争の早期終  
結を訴えるとともに、国内政治における党派(action)支配の危険性を説いた。「法によって支配しようとする恵み  
ぶかい女王の温和な影響力の代わりに、われわれは、恣意的な派閥(faction)の意志と高慢な一女性の気まぐれとに屈  
従させられ、そのみじめな諸結果を感ずるようになった。……ブリテンの貴族、ジェントリ、聖職者、平民の大部分

は高らかに女王の立場を支持している。そして党派がかれらの身を守るためにひきおこしたこの混乱は、かれらを破滅させようとしている。……銀行のメンバーとオランダ人とウィーンの宮廷が内閣の共謀者としてよびこまれ、祖国の名譽を心にいだくものならば耐えきれないほどの侮辱を女王に与えている。あまりにも明々白々たるこれらの徴候は、わが憲政の弱点、内面の病いを、なんとよくしめしていることであろう！<sup>(1)</sup>

一七一〇年秋というこの時点は、かつてトリーリであったゴドルフィンが一七〇五年以降ウィッグのジャントゥと連立したものの、長びく戦争にたいする不満とヘンリ・サッシュェヴェレル事件とによって辞任に追いこまれ、これに代わってやがてロバート・ハーリのトリーリ党内閣が成立するという過渡的混乱期であり、一七一〇年九月に、ジャントゥの影響のまだ残っている中間的 성격の内閣へ三〇歳をわずかこえたばかりで國務卿として入閣したポリングブルックは、いわばゴドルフィン内閣の事後处理的任務を負わされることとなったのであった。『イグザミナー紙への手紙』は、ディキンスンによれば「事実上この新聞のマニフェスト<sup>(2)</sup>」といわれるものであるが、内外情勢のこのような認識の当否はともかくとして、ここにポリングブルックの政治思想の基本的枠組はすでにみられるといつてよい。つまり、「貴族、ジェントリ、聖職者、平民の大部分」によって支持される国王と、その統治を妨害する党派、そしてこれを支えている「銀行のメンバー」とオランダやオーストリア・ハプスブルクという外国勢力の利害との対抗という図式である。この対抗をポリングブルックは「祖国の名譽」と「憲政」という二本の柱によって解決しようとする。これがかれの生涯をつらぬくテーマであった。

ポリングブルックがどのようにしてこういう基本的な思考の枠組をもつようになったのかという問題は、簡単には答えられないものであり、その答はいずれにせよ臆断の域をでることはできない。ただひとつだけ指摘しておきたいことは、かれが二〇歳前後のころにフランスを中心として外遊し、またその後もしばしばフランスに亡命してヴォル

テールらと交わり、フランスでの生活をむしろ享受していたようにみられるにもかかわらず、またユトレヒト条約交渉のさいフランスとの単独講和をすすめ、このため一七一五年に「フランスの大臣や使節たちときわめて裏切りのな共謀をおこない」<sup>(4)</sup>という弾劾をうけたにもかかわらず、ボリングブルックはけっしてフランス絶対王政の支持者ではなかったということである。宗教的にかれがカトリックでなかったことはいうまでもないが、フランスの外交政策についても当時の大部分のイギリス人と同じようにかれもその拡張主義に危惧の念をいだいており、またルイ一四世の絶対主義政治には早くから反感を<sup>(5)</sup>しめていた。フランスとの単独講和にふみきったのも、これ以上泥沼的な戦争をつづけることはイギリスの国力を疲弊させ、フランスをかえって有利にするという判断によるものであった。弾劾をうける危険を察知してボリングブルックは一七一五年三月フランスへ亡命するが、そのさい、友人への手紙とユトレヒト条約交渉の経過についての弁明書を公表し、その手紙の最後のところでつぎのようにのべている。「私は女王陛下に誠実かつ忠実に仕え、とくに国民を流血と大きな犠牲をとまなう戦争から救うという陛下の衷心の願いに仕えませんでした。このことはどんな不遇のなかにあっても私にとっての慰めです。私はつねに、イギリス人として、いかなる同盟国であれ外国のために祖国の利益を犠牲にすることはできませんでした。私がいま祖国から追われたのはこの罪だけによるのです」<sup>(6)</sup>。

ボリングブルックがユトレヒト条約の通商条項においてイギリス毛織物産業の利益に反する内容をふくませたことは、とりわけ大きな批判的となったことであつた。あるいはかれが主張したようにイギリスが大陸諸国の抗争から身を引くことが当時の国際政治のうえでどのような影響をもつたであろうかということについては、議論の余地はあるであろう。しかし少なくとも以上のような主張からみるかぎり、ボリングブルックがルイ一四世に支援されたジャコバイトの運動に加担することは、いかにも不自然なことのよう<sup>(7)</sup>に思われる。アン女王亡きあとの王位継承をハノー

ヴァ家とさだめた一七〇一年の王位継承法を、トリーが積極的に推進したという説には疑問の余地はあるにせよ、少なくともかれらもこれに反対しなかったことはあきらかであり、ボリングブルックはのちにこの法律を「第二のマグナ・カルタ」<sup>(7)</sup>とよんだほどであるから、その点からいってもボリングブルックがジャコバイトに加担したことは筋がとおっていない。

のちにボリングブルックはジャコバイトに加担して老僭王ジェイムズ・フランシス・エドワードから爵位をうけ、その宮廷の國務卿に任ぜられたことを自己批判し、つぎのようにのべている。「私は僭王を支持したという罪をみとめる。私は私と行動をともした人びとはきわめて異なったやり方をとった。私は他の人びとと同じように忠実にりっぱにかれに仕えた。しかし私は異なった原理にもとづいてかれに仕えたのだ。」<sup>(8)</sup>ボリングブルックによれば、僭王を支持した人びとは、「僭王をかれらの道具とする代わりに、かれらがかれの道具となった。かれをかれらの条件で復位させることを目的とするのではなく、無条件でその復位をはかり、つまり、もっとはっきりいえば、かれのしめす条件でかれをうけいれようとしたのである。」<sup>(9)</sup>ボリングブルックはこれとは異なった立場をとり、じっさいに僭王の発する宣言文の字句修正をこころみだが、はたせなかったという。かれがこころみた修正の中心点は、僭王がカトリックたることをやめ、イギリス国教会へもどるということであった。これは後年になってからの弁明ではなく、一七一五年僭王出撃にさいしての進言である。かれはつぎのようにのべている。「現在においてイングランドにひとつの党派をつくりあげ、陛下の敵からそのもっとも強力な武器をとりあげてしまうためには、陛下は御自身の立場をイングランド教会、トリー党、および姉上の追憶に結びつけないかなければならないことはたしかです。ほかの人びとはおそらくかれらなりに事態をえがくことでしよう。しかし私は、陛下にお仕えするかぎり、ありのままに事態を申し上げます。」<sup>(10)</sup>こういう考え方にもとづいて、ボリングブルックがもうひとつ進言したことは、スコットランドの貴族の

支持にたよるのではなく、イングランドにおいて支持者をふやす、ということであった。この時期に、ジョージ一世の即位そのものに反対するというよりは、この即位を機会としてトリー派の一扫をはかったウィッグへの不満がイングランド国内につよかったことは事実であり、ホーム・カウンティーズとイースト・アングリアを除いてはイングランド国内でも各地に蜂起はつづいていたのであるから、こういう不満を結集しうる政治勢力がもし存在していれば、状況は大きく変化しえたであろう。しかしその結集点を、ステュアート家の復位にもとめることは、かりにボリングブルックの進言が全面的にいれられたとしても、とうてい無理であった。ジェイムズ二世の圧政の記憶はまだなまなましく、またハリーやボリングブルックの手になるユトレヒト条約の批准にさいしても、その通商条項の批准にはトリー派から七二名が反対にまわり、やがてかれらがハノーヴァー派トリーとよばれるようになるという状況のもとでは、トリー派さえステュアートの旗の下には結集しえなかつたのである。

したがってボリングブルックのジャコバイト加担は、あきらかに状況判断の誤りにもとづくものであり、そのことよってのちのちまでも、かれは政治的に不利な、いわば一種の負い目をおうこととなる。おそらくそこには、ハリーとも不仲になり、その辞任後これに代わって大蔵卿の地位につこうとして果せなかつたボリングブルックの焦りがあつたのであろう。ただかれがジャコバイトに加担しつつも、名譽革命の成果までも否定しようとしたのではない、ということとは強調しておかなければならない。王權神授説の復活はもはや不可能であることは、かれが僭王にたいしくりかえし力説したところであつた。

(一) [Bolingbroke], *A Letter to the Examiner, in Somers' Tracts*, London, 1815, rep. 1965, vol. XIII, pp. 74-75. ㉝  
 こで「高慢な一女性」といわれているのはマールバラ侯夫人サラのことである。

(二) この時期の政治過程については、拙著『イギリス名譽革命史』下巻(未來社、一九八三年)二五七ページ。

- (3) H. T. Dickinson, *op. cit.*, p. 9.
- (4) C. Petric, *Bolingbroke*, London, 1937, p. 351. この弾劾文は六か条よりなるが、この書物の付録にその全文が収録されている。
- (5) 外遊中にかねはウォリアム・トランプトルあてに書きおくっている(一六九八年五月二三日づけ、ジュネーヴ46)。「フランスは戦争と絶対的統治の陰うしなしたるしきじたることをいふにまっています。この二つは神のもともきびしい裁きで、これに匹敵するものはひとつもありません。それは専制的な教会支配です。」Historical Manuscripts Commission, *Report of the Manuscripts of the Marquess of Downshire*, vol. I, part II, London, 1924, p. 777.
- (6) The True Copy of a Letter from the Right Honourable the Lord Viscount Bolingbroke, printed in the year 1715, in *Somers Tracts*, vol. XIII, p. 627.
- (7) On the Power of the Prince, and the Freedom of the People, 1734, *The Works of Lord Bolingbroke*, 4 vols., London, 1844, rep. 1967, vol. I, p. 511. ただしボリンブロンヌを高く評価しているのは王位継承をめぐるもので、この法律ごとの意義については国王の行動への制限である。
- (8) Letter to Sir William Windham, 1753, *Works*, vol. I, p. 167. この手紙の執筆時期は W. Sichel, *op. cit.*, vol. II, p. 456 によれば一七二七年であるとされる。
- (9) *Ibid.*, pp. 166-167.
- (10) Historical Manuscripts Commission, *Calendar of the Stuart Papers*, vol. I, London, 1902, p. 447. この一七二一年一月二四日づけシキエイムス「三世」への書簡である。
- (11) 前掲拙著「下巻」三八一ページ参照。

## (2) 市民社会論

ウィング寡頭制への不満をステュアート復位という方向で結集することは不可能と判断したボリンブロンヌは、

約一〇年におよぶ亡命生活ののち、あらめてイギリスの政治の舞台へ登場する。その後、一七三五年にふたたび亡命するまでの一〇年間のかれの活動は、帰国はゆるされたもののいっさいの官職につくことを禁止されていたために、もっぱら在野の言論活動をおこなわれ、とりわけ、周知のように一七二六年一月に創刊された『クラフツマン』紙によるウォールポール批判としておこなわれたのであった。『政党論』をはじめかれの多くの政治論は、この新聞に連載されたものである。しかしその政治論は、ウォールポールの個々の政策の批判ではなく、むしろウォールポール体制ともいうべきものへの批判であった。したがってそれは、それなりにひとつの体系性をもっている。以下これを市民社会論と権力分立論とにわけて検討することとしよう。

ボリングブルックの市民社会論は主としてその『断片、あるいはエッセイ集 (Fragments or Minutes of Essays)』という哲学論文集にみることができる。そこで検討の素材としてとりあげられているのは、レイフ・カドワース、サミュエル・クラーク、およびホップズとロックであって、ここからただちに推測されるように、ボリングブルックはカドワースらの先天的自然法論とホップズの経験的自然法論との両面批判をおこない、その中間の道をとろうとしたのであった。「私はプラトンやカドワースほど高く舞いあがることもできないし、プロタゴラスその他の古代人や、ホップズその他の現代人ほど低く沈むつもりもない。」<sup>(1)</sup>しかし両極端の中間とはいっても、どちらかといえばかれの立場は経験論よりであったといえる。最初の哲学論文『生得的道德諸原理についての省察 (Reflections concerning Innate Moral Principles)』(一七五二年、執筆は一七二〇年ごろ?)<sup>(2)</sup>においてボリングブルックはすでにロック的な生得観念否定の立場にたっており、『断片』においてもこの考え方をくりかえし、自然法についても「この法は理性の法であって、経験と観察によって事物の現実の構成からアポステリオリにあつめられたもの」と<sup>(2)</sup>いっている。このようにボリングブルックは、ロックの原理にたつことを明言し、ロックを「わが師としてみとめることを誇りとする」と

いいながら、しかも、「わが師がこの原理からみちびきだした諸結果すべてにまでは、私はすすまない<sup>(3)</sup>」というのである。したがってポリングブルックの市民社会論の特徴的性格は、ホップズとロックとにたいするかれの批判のうちにみいだされることとなるであろう。

ホップズにたいするポリングブルックの批判はもっぱらその自然状態論に集中している。「ホップズが想定したような状態はけっして存在しなかったし、存在するはずもない。人間は市民社会の設立以前にも、けっしていかなるときにも絶対的個人の状態にいたのではない。」<sup>(4)</sup>「人類がどのようにして発生したと考えようとも、小さなものではあれ、やはり社会がそれとともににはじまったにちがいない。最初の男と最初の女がいれば、かれらとその子ども（子どもは自分で自分を育て教育することはできない）は最初の社会を構成したにちがいない。……利己心が相互の快楽の本能にみちびかれて男女の結合をつくりだす。利己心が親子の結合をつくりだす。利己心が社会性 (sociality) を生み、本能とならんで人間本性の一原理である理性が、社会性を向上させる。」<sup>(5)</sup>「このようにして自然社会と家父長制 (paternal government) がはじまったのである。」<sup>(6)</sup>ロックの自然状態論にたいする批判も基本的にはこれと同じであって、自然状態を孤立した個人からなると考えたのは、「ロック氏らしからぬ言葉」<sup>(7)</sup>であった、とされる。

ホップズやロックにたいするこのような批判は、一見したところロバート・フィルマーの家父長制国家論への逆行であるかのようにみえる。しかしポリングブルックはフィルマーが家父長権から国王権力をみちびきだしたことを「もっとも馬鹿げたことのひとつ」<sup>(8)</sup>といい、家父長権は「一時的な権力」であって、それが子どもが成年にたつてからのちまでつづいているとすれば、それは「感謝のしるしか、習性となった尊敬のためか、便宜上のことであって、父のもつ自然の権利のためではない」<sup>(9)</sup>という。政治社会は家父長的自然社会の自然的成長転化によって生ずるのではなく、そこにはやはり契約が必要なのである。ただしこの契約は個人間のそれではなく、家族間のそれである、とポ

リングブルックは考える。「家族、あるいは集団 (hordes)、およびそこから派生した集落 (colonies) は、しばしば相互の利益のために結合する。それまでは本能とともに働いていた理性が、いまや本能にとって代わる。かれらは契約によって友好的に連合し、共通の同意によって法をつくり、自然社会のメンバーになるのである」<sup>(10)</sup>。

ところで、以上のような自然状態論および社会契約論は、ホップズとはあきらかに異なるけれども、<sup>(11)</sup> ロックとはそれほど大きく異なるものではない、ということに注意しておく必要があるであろう。ロックも自然状態における家族の存在をけつして否定はしなかったし、家父長権と国王権力との差異の説明に多くの言葉をついやしていたからである。ボリングブルックはまた、契約以外に征服や移民などによる国家の成立があるともいっているが、それもロックのみとめていることであった。じつはボリングブルックとロックとの本質的な差は、かれ自身がしきりに強調したようにその自然状態論にあったのではなく、もっと別のところにあったとみるべきなのであって、それは主としてつぎの二点にもとめられるであろう。

第一点は自然権論である。ロックの自然状態論をボリングブルックが批判したほんとうの狙いは、じつは自然権論にあったといってもよい。「ロックは人類の自然的平等と自由について大へん強調しているが、この点についてかれは、自然と物事の理性がみとめる以上に、すこしゆきすぎているように思われる」<sup>(12)</sup>とボリングブルックはいう。どこがゆきすぎているのか。まず平等についていえば、ロックはパーソナルな平等と社会的平等とを区別していない。パーソナルには人間ほど不平等なものはない。自然はそのように人間をつくったのである。社会的平等は人間が作りだすものであって自然はこれにかかわりをもたない。こういうボリングブルックの議論は一見もともとらしくみえるが、じつは人間が社会を構成するさいのアプリオリな平等原理を否定することになるのであって、人間が自然的に不

平等であるとすれば社会的に平等でなければならぬという原理は消えてしまうことになるであろう。かれが別のところで、自然は少数の人びとに特別の精氣 (Gilded spirit) を与え、大多数の人びとはまるで別人種のようにし、大多数の人びとは統治に服するようにつくられたが、この少数の人びとは統治に適している、というとき、かれは自然的な不平等を社会的な不平等へ結びつけているというべきであろう。それは一種の貴族主義であり、かつ『愛国者国王の理念』へつながる一種の英雄待望論であった。あるいは、すこしうがった見方をすれば、ほんらい支配者たるべき才能が埋れて、ふさわしからぬ人物が政権の座にあるという思いがあったのであろうか。自然の指示が守られるならば「いま王座にあるものが小屋に住み、いま鋤をもつものが王笏をふるうことであろう」とかれがいうとき、野におかれた才人の恨みをそこに読むこともできるように思われる。

自由については、ボリングブルックは「すべての人は生まれつき自由だ」という命題は疑いもなく正しいという。しかしロックがいうように、自然状態においてすべての人が自由なのではない。自然状態においては人は自由なのではなく放恣なのであって、自然法がこれを抑制するというロックの主張は誤りであり、そこではホッブズが考えたように、「戦争と暴力と相互交互の抑圧の状態」が生ずるのであろう。<sup>(14)</sup> 自由はこの放恣を抑制するところにはじめて生ずるのであって、したがって統治がなければ自由はないのである。自由とは法からの自由ではなく、法による自由にはかならない。この議論もまた、ロック的な自然的自由論を否定することによって、法そのものがもつべき原理をあいまいにするものである。つまり、ロックにおいては法は自由を守るためにつくられるのであるが、ボリングブルックにおいては立法に先行する自由の原理がみとめられていないから、法が自由をつくりだすこととなる。このようにボリングブルックは「抽象的な権利の体系」をつくることは無意味だ、<sup>(15)</sup> と考えることによって、じつは実定法を支える原理そのものを見失ってしまうことになるのである。

なお、ロックが強調した私有財産権の問題については、ボリングブルックがここではまったくふれていないことも、注意しておいてよいであろう。私有財産権の根拠としての労働というような思想には、かれはまったく興味をしめしていないようである。かれが私有財産権の問題に関心をしめすのは、ハリントンの政治権力の基礎としての土地所有という関連においてであった。「権力は財産にしたがう<sup>(16)</sup>」とかれはいう。イギリスの歴史のなかでも、かつては国王、貴族、教会の手中に集中されていた土地が宗教改革以降平民の手にうつり、このことが政治権力のバランスを修復してエリザベス時代に政体は安定したといわれている。こういうハリントンの認識の土台には「土地所有者が政体という船の真の所有者であり、貨幣所有者はその船客にすぎない<sup>(17)</sup>」という地主的発想があった。しかもハリントンの場合には、勤勉が土地の収入を生み出すという生産者の視点があつたのだが、ボリングブルックにはそういう視点もない。ただ土地所有がもっとも安定的であり、土地所有者はもっとも腐敗をうけにくいということから、その政治的優位性が説かれたのであつた。

ボリングブルックとロックとが異なる第二の点は、その主権論と政体論であつた。ロックの場合は主権はつねに人民のうちにあり、したがって国家はすべて民主制なのであるが、ボリングブルックはつぎのようにいう。「すべての市民社会にはどこかに絶対的権力がなければならぬ。それが個人、またはより多くの人びとにゆだねられるにつれ、君主制、または貴族制、または民主制が生ずる。そしてそれがこれらすべてのあいだに分割されると混合政体が生ずる。私はこれが四者のうちで最善であると思ふ<sup>(18)</sup>。」つまりボリングブルックの場合には、社会契約によつて生ずる政治権力(主権)はつねに人民のうちにあるのではなく、君主や貴族にゆずり渡される場合もあれば、君主と貴族と人民とのあいだに分割される場合もあるのである。これはロックのいう「権力の信託」とは異なる考え方である。こういう考え方は社会契約概念のあいまいさにも関係しているのであつて、ボリングブルックも基本的には、さ

きへのべたように、自然社会における家族の自発的結合として社会契約を考えているのであるが、「第二のマグナ・カルタ」といわれる王位継承法を「国王と国民の契約<sup>(20)</sup>」といい、あるいは、すべての統治においては明示的にせよ黙示的にせよ、人民と支配者とのあいだには原始契約があり、絶対君主のもとではその痕跡はうすれているけれども、イギリスでは、ウィリアム三世の即位にさいしてそれが復活した、といわれるとき、<sup>(21)</sup> ボリングブルックは社会契約としていわゆる服従契約を考えていたのではないか、とも考えられる。もし社会契約が服従契約であるのなら、主権の所在ははじめから問題にはなりえないであろう。

このようにボリングブルックは人民がつねに主権者であるのではなく政体によって主権の所在が変わると考えているのであるが、しかし混合政体においては庶民院にたいして人民が基本権を留保しているという。貴族は神とみずからの良心以外には責任を負わないけれども、「庶民院は……その選挙民にたいして責任を負う。……大ブリテンの国民全体はその権利と権力を委任 (delegate) したのであって放棄したのではなく、信託 (trust) したのであって譲渡したのではない。」<sup>(22)</sup> したがって混合政体という憲政そのものの変革は国民の信託にそむくことになるし、また国王と国民との契約にも反することとなる。その場合には国民の側に抵抗する権利があるのである。ボリングブルックはつぎのようにいう。「国民はこの憲政を維持する権利をもっているのだから、抵抗する以外にこれを維持する手段が残されていないときには抵抗する権利 (a right to resist) をもつ。したがって、もし憲政が現実解体されるなら……国民はその最初の自然の権利、すなわち同一の憲政を復活するか、新しい憲政をつくるか、いずれかの権利へ、復帰することとなるであろう。」<sup>(23)</sup>

これはあきらかにロック的な抵抗権思想である。ただボリングブルックは主権論においてロックほど明確でないために、混合政体における庶民院のみを国民の権利の信託機関と考え、そこをよりどころとして抵抗権を主張したので

あった。したがって君主制や貴族制の場合にも国民に抵抗権があるのかどうかはあきらかではない。ただかれにとっては混合政体であるところのイギリスの現状があくまで問題であったのである。この混合政体の特徴は権力分立制にあるのだから、かれの立論の力点もまたそこにおかれることとなる。そしてかれの政治思想においてもっとも評価されてきたのも、この権力分立論なのであった。

- (1) Fragments or Minutes of Essays, *Works*, vol. IV, p. 119.
- (2) *Ibid.*, p. 242.
- (3) *Ibid.*, p. 122.
- (4) *Ibid.*, p. 182.
- (5) *Ibid.*, pp. 146-147.
- (6) *Ibid.*, p. 183.
- (7) *Ibid.*, p. 195.
- (8) *Ibid.*, p. 199.
- (9) *Ibid.*, p. 199.
- (10) *Ibid.*, p. 189.
- (11) ボリングブルックのホッブズにたいするもうひとつの批判点は、正・不正は主権の設定より先行するという点にあった。  
 Cf. *Ibid.*, p. 150. 別のところでは「私はホッブズの徒ではないが、真理をみいだしようところでは、それをしめした人がだれであらうかと私はそれをうけられる」といっている。Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. IV, p. 43. これは當時としてはホッブズにたいする比較的好意的な評価といつてもよいであろう。
- (12) Fragments or Minutes of Essays, *Works*, vol. IV, p. 196.
- (13) A Letter on the Spirit of Patriotism, 1736, *Works*, vol. II, pp. 352-355.

- (14) Fragments or Minutes of Essays, *Works*, vol. IV, p. 196.  
 (15) *Ibid.*, p. 199.  
 (16) Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. IV, p. 71.  
 (17) Cf. Remarks on the History of England, written in 1730, *Works*, vol. I, pp. 356-363.  
 (18) Some Reflections on the Present State of the Nation, principally with regard to her Taxes and her Debts, and on the Causes and Consequences of them, 1749, *Works*, vol. II, p. 458.  
 (19) Fragments or Minutes of Essays, *Works*, vol. IV, p. 193.  
 (20) On the Power of the Prince and the Freedom of the People, *Works*, vol. I, p. 511.  
 (21) Cf. On Liberty and the Original Compact between the Prince and the People, *A Collection of Political Tracts. By the Author of the Dissertation upon Parties*, London, 1775, pp. 284, 291. この「憲政は國王と人民との取引」  
 条件的契約」に於てなされる。A Dissertation upon Parties, *Works*, vol. II, p. 117.  
 (22) *Ibid.*, p. 150.  
 (23) *Ibid.*, pp. 150-151.

### (3) 権力分立論

すでにのべたように、ボリングブルックは主権が分割されている混合政体こそもっとも理想的と考えた。統治はつねに自由を侵害する危険をふくんでおり、権力が少数者の手に集中すればするほど、そして長期にわたって固定化すればするほど、自由への侵害の危険は大きくなるから、これを分散することが望ましいのである。君主に権力を集中することはもっとも危険であるが、民主制といえどもそこからタイラントが生ずる危険はないわけではない。<sup>(1)</sup> イギリスにおいてもかつては君主に権力が集中していたこともあったが、名替革命（これをボリングブルックはたんに「革

命」とよんだり、「名譽ある解放 glorious deliverance」とよんだりしている）によって、混合政体が確立した。それは「今日まで世界中でつくられた自由な統治のもっとも完全な体系<sup>(2)</sup>」であり、いわばイギリスの憲政の完成であった。そこでは国王が行政権と立法拒否権をもち、貴族院と庶民院とが立法権をもつとともに、貴族院は司法権を、庶民院は課税承認権をもつというバランスがなりたっているのである。<sup>(3)</sup>ところがウォルポール体制のもとにおいて行政府が議会の独立性と選挙の自由を脅すにいたった。その手段が買収 (corruption) であって、ボリングブルックによれば王室費 (civil list) と公共基金 (public fund) は「まるでバンドラの箱のように、この不幸な国に無数の悪をまきちらす<sup>(4)</sup>」資金源となったのである。この買収によって議会内に行政府をつねに支持する党派がつくりだされ、議会は行政府のいいなりに動かされるようになった。ここに今日の政治の根本問題がある、とボリングブルックは考える。

政党 (party) と党派 (faction) との違いについて、ボリングブルックはつぎのようにのべている。政治の諸原理に真の対立があったときには、われわれは国民的諸政党 (national parties) にわかれていた。これも不幸なことであつたけれども、今日の事態はいっそう不幸である。なぜなら、もはや真に原理的な対立は存在しないにもかかわらず、なお対立が残されているからであつて、「この場合、なお区別を維持している人びとは、もはや政党ではなく党派となる。国民的利害はもはや関係がなくなり、少なくとも一方の側においてはそうなつていて、しばしばそれは個人的利害の犠牲となり、つねに個人的利害に従属させられる。これが党派の真の特徴である、と私は考える。<sup>(5)</sup>」この時点において「真に原理的な対立」がもはや存在しなかつたのかどうかは、史家の意見のわかれるところであろう。しかしボリングブルックは、かつて名譽革命のさい争われたトリーとウィッグの対立や、宗教問題についての対立ももはやなくなり、いまや国民的統一 (national union) の形成が可能となつたと主張し、それにもかかわらず、トリーとウィッグの対立という図式が意図的に維持されて、統一を妨害しているという。「ウィッグとトリーの実質は消滅し

たが名目は維持され、そのとき以来、実質的対立がもたらしたのと同じように大きな弊害をもたらしてきた。<sup>(6)</sup>今日あるのはやウィッグとトリーというような対立ではなく、宮廷派と在野派の対立なのであって、宮廷派はみずからの権力を維持するために在野派の分断をはかろうとし、そのためにウィッグとトリーという図式に固執しているのである。

トリーはすべてジャコバイトであり、さらに反政府派はすべてジャコバイトであるというウォールポール側のイデオロギー攻撃にたいして、<sup>(7)</sup>宮廷对在野という新しい図式をボリングブルックが提出したのは、これによってトリーと在野ウィッグとの連合が可能になると判断したためであった。事実、在野ウィッグのジョン・トレンチャードも『カトリーの手紙』のなかで、「ウィッグとトリーという馬鹿げた不当な区別を忘れよ」といい、これに代わって「宮廷对在野」という図式を提出していたのである。<sup>(8)</sup>それは新しい在野勢力結集のよびかけであった。ウィッグ支配にたいする不満を、かつてはステュアート復位の旗のもとに結集しようとして失敗したボリングブルックは、ここでは「カントリー」という旗じるしのもとに在野勢力を結集しようとする。『クラフツマン』はまさにその象徴であって、ボリングブルックと在野ウィッグのウィリアム・バルトニがここで協力していることが新しい政治勢力形成の端緒をしめすものであった。『クラフツマン』は一七二七年五月一三日号から『カントリー・ジャーナル、別名クラフツマン』と改称するが、これらの場合における「カントリー」とは「コート」に対立するものであったばかりでなく、「国民」を意味し、「カントリー」派はやがて「愛国派 (Patriots)」を名のるようになる。ボリングブルックがめざしていたのは「カントリー」という名のもとでの国民的結集なのであった。それがフィールドハウスのいわゆる「超党派統治 (non-party government) の理念」である。

それではこの「超党派統治」は権力分立論とどのように関連するのであろうか。もしボリングブルックのいうよ

うに国民的結集が可能であるとすれば、その代表である議会は行政府にたいしても決定的優位にたち、これを従属させることができるはずであって、権力分立論ではなく、人民主権論、ないし少なくとも議会主権論が提起されるべきであろう。ところがボリングブルックの主張は、人民あるいは議会の側へのバランスの回復にとどまったのである。このことは理論的にいえばかれの限界をしめしているといわなければならぬのであるが、この時期のイギリスの政治機構のうえからいえば、やむをえない現実性をもっていたともいえるのであって、この段階では大臣の任命、したがって内閣の構成は、選挙の結果とはかかわりなく、国王の恣意によっておこなわれていた。立法院の構成と行政府の構成とは別箇のものであったのである。もちろん議会で多数を占めた政党がこれと反対の立場にたつ内閣を窮地におとしれて辞任に追いこむということもあつたけれども、法的にこれをおこなうとすれば、ボリングブルック自身もつきつけられたように、弾劾決議をつきつけ、それが成立すればたんなる辞任にとどまらず、投獄ないし亡命ということになるのがふつうであつた。したがって逆に内閣の方からいえば、選挙のときだけでなく日常の議会運営においても、あらゆる手段を用いて与党づくりにつとめなければならぬ。ウォルポール派は『クラフツマン』の攻撃に答え、「買収がなければ憲政はうまく動かない」とし、その理由をつぎのように説明している。憲政は権力のバランスのうえになりたつてはいるのだが、現在のバランスは庶民院にかたよりすぎている。とくに課税権を庶民院が握っているの、行政府はまったく無力である。これに対抗するには買収（官職提供、利益供与をふくむ）しかない。混合政体の土台は買収にあるのであり、これがなくなれば権力バランスはくずれるであろう。『クラフツマン』のように議会の独立性を主張することは、混合政体を否定するラディカリズムであり、ユートピアである。<sup>(9)</sup>

それではボリングブルックの側にはどのような具体策があつたのであろうか。人民主権論ないし議会主権論の立場からすれば、議会における多数党が内閣を構成するという近代的政治党内閣制の主張が生まれるはずであるが、それは

もちろんポリングブルックにはみられない。奇妙なことに、かれがもっともはげしく攻撃した買収についても、これを禁止する法律をつくれという主張もみられない。この当時は、官職保有者や年金受給者が庶民院議員になることを禁止する法律（いわゆる「Place Bill」）の制定はトリーとウィッグとの争点のひとつであり、また一七二九年には買収禁止法も制定されているが、ポリングブルックはこれらを積極的に評価していない。これらが実効をもたないということ、あるいは知りぬいていたためであろうか。議会の独立性を守るためにかれが支持し、あるいは提案している方策は、結局つぎの二つである。ひとつは一七二一年の議員財産資格法（Parliamentary Qualification Act）であって、これは州選出議員は年収六〇〇ポンド、自治市選出議員は三〇〇ポンド以上の土地をもつものに限るという法律であった。この法律についてポリングブルックはつぎのようにのべている。「この法律の意図は、その環境において独立的であり、土地にしっかりと利害関係をもち、したがって公共の善をもっともよく考慮し、もっとも買収されにくい人びとに、選挙を限定しようとすることである。この法律はわれわれにとってきわめて有益であったし、いまでもそうである。もっともあまり効果はなかったが<sup>10)</sup>。つまり、庶民院におけるジェントリの優位をいっそうつよめる、というのが、議会の独立性を回復するためのひとつの方策なのであった。しかしポリングブルックがもっとも強調しているのは第二の方策、つまり選挙をひんばんにおこなうということであった。『政党論』のなかでかれはつぎのようにのべている。チャールズ二世はピューリタン革命中につくられた三年議会法を廃止し、常設の議会（standing Parliament）をつくりあげたが、これは「常備軍（a standing army）と同じくらい危険」なものである。選挙の自由と議会の独立はイギリスの自由の本質であり、そのことは「議会のひんばんな会期のみでなく、ひんばんに新しい議会をもつこと」によって保障される。権利章典は「議会はひんばんにひらかれるべきである」とさだめているが、この規定はいまいであり、抽象的で不十分である。ウィッグは革命後につくられた三年議会法を廃止して

七年議会法をつくったが、「毎年議会か、少なくとも三年議会法の再制定によってこそ、わが憲政の真の意図がもつともよく追求されうる。」<sup>(11)</sup>同様の主張はかれの著作の随所にみられるが、これがかれの政治論の具体的結論であり、『クラフツマン』の中心的な政治スローガンであった。毎年議会という主張はレベラーからチャーティストにいたるイギリス急進主義の潮流をつらぬく赤い糸のひとつであり、この主張は名譽革命は不十分な革命であったという指摘とともに、ボリングブルックを急進主義の側へひきよせる解釈を生むこととなるのである。

しかし急進主義を一貫する中心的な主張である議会改革（定数は正と選挙権拡大）については、ボリングブルックはまったくとりあげていない。それどころか、すでにみたように、被選挙権についてはむしろこれをより狭めようと言ったのである。ただし、貴族院については、将来はこれを選挙制にしてはどうかという興味ふかい提案がある。貴族院は行政府と庶民院との中間にあつて調停者たる役割をはたすべきものであるが、現在は「あまりにも国王の影響力がつよく、これをコントロールしえない」状態にあるので、貴族全員を貴族院議員にするのではなく、貴族のなかから選挙によって議員をえらび、また主教はひんばんに交替させよ、というのがその提案である。<sup>(12)</sup>爵位授与権や主教の任命権が国王にあるかぎり、政府がこれを利用して貴族院を操作することは庶民院の操作よりもはるかに容易であり、ウォルポールもこの方法を用いたことはよく知られているが、ボリングブルックはこれをこういう形でチェックしようとしたのであった。

しかし一七三三年の内国消費税計画反対でウォルポールに大きな打撃を与えたものの、ボリングブルックはバルトニ連合の団結は弱かった。翌年、トリーリ派が七年議会法の廃止を提案するにおよんでバルトニとのあいだに亀裂が生じ、ボリングブルックは前途を悲観してふたたび亡命の旅へのぼる。その後には書かれた『愛国主義の精神についての手紙 (A Letter on the Spirit of Patriotism)』(一七三六年)では、政府批判のみでなく国民の無気力、隷属性につ

いての嘆きが色濃くにじみでている。「腐敗はひろがり支配的となった。<sup>(13)</sup>」こうして最後の望みが託されたのが「愛国者国王」である。「愛国者国王はあらゆる改革者のうちのもっとも強力なものである。というのはかれは一種の常在の奇蹟 (standing miracle) だからである。……新しい国王とともに新しい国民があらわれるであろう。」<sup>(14)</sup>「愛国」とはなにか。それは憲政を守ることである。憲政とは国家の基本法であり、<sup>(15)</sup>それは国民的統一にもとづいて国民の自由を守ること、具体的には議会の独立性を尊重しつつ、これと行政府との調和をはかることであった。しかし、議会の独立性を尊重しつつこれと調和をはかってゆくとすれば、結局のところ、行政府が議会の下位にたつ以外にはない。権力分立論とはいっても行政権の独立性という主張はないからである。「愛国者国王」はマキアヴェルリの『君主論』を念頭において書かれたものであろうけれども、<sup>(16)</sup>パターフィールドの指摘するように、ある意味ではマキアヴェルリ批判であった。マキアヴェルリの君主にとっては人民は操作の対象としてしか登場しないけれども、ポリングブルックにおいてはやはり国民が主役である。「国民の善は統治の究極の真の目的である。……国民の最大の善はその自由である。……したがってこのような憲政の自由を守り維持するという義務は愛国者国王にとってもっとも神聖なものとなるであろう。」ここでは主権は国王にあるのではなく国民にあり、国王権力は国民からの信託にほかならない。「かれ(愛国者国王)はみずからの権利と国民の権利とのあいだに、ひとつの、たったひとつの、区別をもうけるであろう。かれは自分の権利を信託とみなし、国民の権利を本来的なもの (property) とみなす。かれは憲政によってかれにゆだねられたもの以上の権利をもちえず、自然法によってすべてにたいする本源的権利 (original right) をもつかれの国民は、いかなる部分についても唯一の不可譲の権利 (sole inalienable right) をもち、<sup>(17)</sup>かれらがみずからに留保した部分については実際にそのような権利をもつ。」これは事実上、人民主権論の宣言にほかならない。ポリングブルックは国王の理念を語りつつ人民主権論を語ったのである。しかし人民主権論を国王の理念として語ら

ざるをえなかったところに、かれの限界があったといわなければならない。人民主権論という視点からいえば、それはロックよりも、あるいはデフォーよりも、後退していたといわなければならない。しかしボリングブルックは当時のイギリス政治の現実のなかで語っていたのである。かれがロックの自然法論の抽象性を排したことは、かれの弱点であるとともに、また強味でもあった。かれのイギリス史論がその現実主義を支えていたのである。

- (1) Cf. Remarks on the History of England, *Works*, vol. I, pp. 296-297.
- (2) A Dissertation upon Parties, 1733-34, *Works*, vol. II, p. 9.
- (3) Cf. Remarks on the History of England, *Works*, vol. I, p. 332.
- (4) A Dissertation upon Parties, *Works*, vol. II, p. 163.
- (5) *Ibid.*, p. 11.
- (6) *Ibid.*, p. 75.
- (7) 前掲拙著「下巻」二六五—二六六ページ、四〇六ページ参照。
- (8) [J. Trenchard and T. Gordon], *Cato's Letters: or Essays on Liberty, civil and religious, and other important subjects*, 3rd. ed., 1733, rep. New York, 1969, vol. III, pp. 9-10.
- (9) このふたつはホイット派の新聞『ロンドン・ジャーナル』の片断である。 Cf. I. Kramnick, *op. cit.*, pp. 122-125. 以下「の巻」のふたつはホイット派の同誌の片断である。 Cf. D. Hume, On the Independence of Parliament, in *Essays moral, political and literary*, ed. by T. H. Grose and T. H. Grose, London, 1875, vol. I, pp. 120-121.
- (10) Of the Constitution of Great Britain, 1734, *A Collection of Political Tracts*, p. 259.
- (11) A Dissertation upon Parties, *Works*, vol. II, pp. 97-102.
- (12) *Ibid.*, pp. 119-120.
- (13) A Letter on the Spirit of Patriotism, *Works*, vol. II, p. 363.

- (14) The Idea of a Patriot King, 1738, *Works*, vol. II, pp. 396-397.
- (15) ボリングブルックは憲政 (constitution) を統治 (government) と區別しつゝ、つぎのように定義している。「憲政といふことによつてわれわれが意味しているのは、法、制度、慣習の集合体であつて、それらは理性の一定の確固とした諸原理よりみちびきだされ、一定の確固とした公共の善の対象をめざし、共同体がそれによつて統治されることに同意した一般的体系を構成するものである。」A Dissertation upon Parties, *Works*, vol. II, p. 88.
- (16) Cf. H. Butterfield, *op. cit.*, pp. 153-158.
- (17) The Idea of a Patriot King, *Works*, vol. II, pp. 391-392.

### 三 ボリングブルックの歴史論

#### (1) 歴史の効用について

ボリングブルックは歴史を研究する動機について、つぎの四つのタイプをあげている。第一のタイプは歴史を娯楽として研究するものであつて、これは研究とはいへないものかもしれないが、シーザーやアレキサンダー大王などの伝記を「まるでカード遊びをしているかのよう」に興味本位によむ人びとである。第二のタイプは、自分の想像力や判断力の不足をおおいかくし、自分を飾りたて他人にみせびらかすために歴史を研究するもので、第一のタイプはイギリスに多く、第二のタイプはフランスに多いが、いずれも低級なものだ、とボリングブルックはいう。第三のタイプはリトルトンのように史料の収集や解説、刊行などをおこなうもので、それによつて自分自身は賢明になるわけではないが、他人の研究に便宜を与える。第四のタイプは自分の体系を補強するために歴史を利用しようとするもので、このために歴史は恣意的に用いられる。<sup>(1)</sup>しかしボリングブルックはこの四つの動機のいずれをもとらない。かれにとっては歴史の研究とは「私的、公的美徳を育てあげるのにもっとも適したものである」とあり、「歴史は実例によつて教

える哲学」であった。<sup>(2)</sup> 現在は過去によって規定されているものであり、生まれつき白紙である人間が現在における生き方を学ぼうとすれば、経験にたよるとともに歴史に学ばなければならない。「歴史は古代の著者であり、経験は現代の言葉である。」<sup>(3)</sup> 歴史はたんに私人としての生き方(道徳)を教えるのみでなく、公人としての生き方(政治)をも教える。「つねにかならず真実であるような、一定の一般的な原理と、人生および行動の規則がある。それらは事物の不変の性質に合致しているからである。歴史を研究するものは、哲学を研究するときと同じように、やがてそれらを見分け、あつめ、そうすることによってやがてみずから、道徳と政治の一般的体系を、もつとも確実な基礎のうえに、あらゆる時代をつうじてのこれら諸原理、諸規則の検証のうえに、そして普遍的な経験によるそれらの確認のうえに、構成するであらう。」<sup>(4)</sup>

歴史をこのようにわれわれの行動をみちびくうえでの教材として学ぼうとする態度は、たしかにマキアヴェルリ的といつてよい。ボリングブルック自身そのことをみとめており、「近代人のなかでは、マキアヴェルリのフローレンス史の第一篇はこういう種類のものなりつばなはじまりである」と<sup>(5)</sup>いっている。後述するかれの『イギリス史論』も、史実から教訓を学ぶという観点で書かれたものであるが、そのはじめの方で、つぎのようにのべられている。「私はマキアヴェルリの著作をあなたの政治学の標準書のうちにふくめるようにとはすすめないけれども、それらのうちには、他の偽作書(apocryphal books)と同じように、多くのすぐれたことがらがありこまれているので、リヴィウスの最初の一〇篇にかんするこのイタリアの書記長の著作から与えられるヒントを、いっそう展開することからはじめよう。」<sup>(6)</sup>しかしこれと同時にボリングブルックは、マキアヴェルリは「ときどき、個別例の利用と適用をあまりにすすめすぎているように思われる」ともいう。個別的事例はときには有益なこともあるが、これを一般化することは危険であり、一般化にはきわめて慎重でなければならない。そしてその点ではボリングブルックはマキアヴェルリより

もはるかに歴史の流れに目をむけているといつてよい。かれが学ぼうとしている歴史の教訓は、個別事例の適用といういわば戦術レベルのものではなく、歴史の大局的な動きといういわば戦略的レベルのものといつてよい。したがってマキアヴェルリが古代史から多くの教訓を学ぼうとするのとは対照的に、ポリングブルックが重視するのは近代史、すなわち一五世紀の文芸復興 (resurrection of letters) 以降である。このときから、現代にもなおひきつがれている、そしてわれわれ自身がその一部となっている「新しい因果関連」が生じた。「この時期までの歴史は読んでおこよう。このときから現在までの歴史は研究しよう。」<sup>(8)</sup>このように、ギリシャ史やローマ史にかんする関心よりも、<sup>(9)</sup>あるいは中世史への関心よりも、ルネサンスと宗教改革以降の近代史への関心のつよさから、ポリングブルックは啓蒙史学の先駆者として位置づけられるのであるが、しかしかれの歴史把握の方法は歴史を法則的發展としてとらえるものではなかった。すでにのべたように、土地所有のバランスが権力構造を規定するというハリントンの考え方はあるものの、その関心はこの規定の仕方そのものではなくいちじるしく政治史にかたむいていた。ハリントンの歴史の法則性というとらえ方もみられないのである。『ヨーロッパ全体史のプラン』という論文も、その標題から予想される内容といちじるしく異なって、一五世紀以降の国際的なバランス・オブ・パワーの分析である。それは国務卿としてスペイン継承戦争の終結につとめたポリングブルックの政治感覚の所産であるといつてもよい。歴史は政治家としてのポリングブルックのために、まさに有用な素材として利用されているのである。では、イギリス史から、かれはいつたいなにを学んだのであろうか。

(1) Cf. *Letters on the Study and Use of History, 1735, Works, vol. II, pp. 174-175.*

(2) *Ibid.*, p. 177.

(3) *Ibid.*, p. 194.

- (4) *Ibid.*, p. 193.
- (5) A Plan for a General History of Europe, *Works*, vol. II, p. 338.
- (6) Remarks on the History of England, *Works*, vol. I, p. 302.
- (7) Letters on the Study and Use of History, *Works*, vol. II, p. 191.
- (8) *Ibid.*, p. 239.
- (9) 古代、中世史については教会がいかに歴史をゆがめてきたかという視点から関心がむけられている。この点後述。

(2) イギリス史認識

奇妙なことに、ヨーロッパ史全体についてはルネサンス以降を重視したボリングブルックは、イギリス史についてはその叙述をアングロ・サクソン時代からはじめている。なぜか。それはこの時代にイギリスの自由の源泉があるからである。『イギリス史論』の第四書簡はつぎのような言葉ではじまっている。「この大ブリテンの国ほど、多くの革命をとおりにゆけた国民はほとんどないし、この国の統治ほど不安定で、大権と特権とのあいだをゆれ動いた統治もないように思われる。もしわれわれが自由人であるのなら、それは自由の精神がわれわれのあいだではいまだかつて完全に消えさったことがないからである。……私はイギリス人として生まれたことを考えると、ひそかな誇りを感じる。世界を支配したローマ人が七世紀あまりしか自由を維持しなかったのに、ブリテンは一七〇〇年以上も自由な国民であり、いままもそうなのだ。」この根源的自由はサクソンの政治制度にあらわれている。そこでは「最高の権力は国王と領主とサクソンの自由民からなる大会議 (*mickle mote*) あるは賢人会議 (*wittagenote*) に集中されており、それはイギリスの議会の最初の略図であった。……したがってサクソン共和国の諸原理はきわめて民主的なものであり、これらの諸原理はその後のあらゆる変化をつうじて支配的であった。」このようにボリングブルックにおけるイギリス

史認識の基本的構図は、サクسنの自由への抑圧とその回復というものとなるのである。これがC・ヒルのいわゆる「ノルマンの軛」の思想のひとつであることはいうまでもない。以下、イギリス史のおもな事件についてのボリングブルックの解釈をみてみよう。

ノルマン征服について、「ノルマンの軛」の思想はふつうこれをサクسنの自由の剝奪としてとらえ、したがってその自由の回復という課題を提起するのであるが、ボリングブルックはやや異なる。たしかに征服王は多くの法をつくり統治の様式に大きな変革をもたらしたのだが、しかしかれもその後継者も、「古い憲政を破壊することはできなかった。なぜならかれもかれらも、旧来の精神を消滅させることはできなかったのだから。むしろ逆に、この国に住みついたノルマン人やその他の異人種は、サクسن人のなかに奴隸の精神をふきこむ代わりに、かれら自身が自由の精神にとらえられたのである。」<sup>(3)</sup> マグナ・カルタは国王と領主という支配層間の争いの産物であったが、サクسنの自由回復のチャンスであった。これをきっかけとして二世紀半にわたる抗争のち議会が成立する。マグナ・カルタおよび議会の成立にみられる国民の権利は、国王から恩恵として与えられたものではなく、「根源的な権利、原始契約の条件であって、大権と対等のものであり、わが国の統治と同じく古いものである。」<sup>(4)</sup>

ボリングブルックによると、現在のイギリスの混合政体の基礎は一五世紀のランカスター朝にできあがったものとされている。すなわち、リチャード二世およびヘンリー四世が議員の選挙に介入したのにたいして「警戒心のつよい自由の精神はすぐに目ざめ、選挙や選挙民および被選挙者の資格についての規則をさだめ」<sup>(5)</sup>、これが基本的にこんにちまで継承されているのであって、すでにのべたような権力分立にもとづく混合政体の原型がこれにもとづいてつくりあげられたのであった。ところがヘンリー七世と八世は国民の期待にそむいてノルマン征服らしい最強の圧政をおこない、宗教改革によって「ローマの軛」からの解放はなしとげられたけれども、「市民的自由にとってきわめて危険な権力

が樹立された。<sup>(6)</sup>ただこの時期には農業や商業が奨励され、東西両インドから富が流入し、商人たちが豊かになっていって土地所有のバランスも変化していったので、これが権力のバランスも変化させ、サクソンの自由が回復するのである。これがエリザベス時代である。「エリザベス女王の時代は、善良で賢明な国王にとっては王政の制限を維持する力は国民全体のうちにおくこともよいためというものの、一貫した証明である。自由の精神はこのような国王の統治にとって大きな力を与え、大きな容易さを提供するであろう。それは絶対君主が盲目的隷屬や受動的服従の原理をふきこんでつくりだす卑しい精神のなかにみいだそうとする力や容易さよりも大きいであろう。」<sup>(7)</sup>

しかしイギリス人の自由はもう一度脅かされる。いうまでもなくジェイムズ一世、チャールズ一世の専制である。ジェイムズ一世はイギリスの憲政について無知であり、国民との結びつきを忘れ、憲政によってさだめられている王権の限界をふみにじった。「前世紀のなかにはわが国にふりかかった大きな不幸の原因を、自由の精神やイギリスの統治制度の性格に帰するのは不当である。」「それは基本的には宮廷の運営のまずさと頑固さ、および国民の意識と利害に反して党派によって統治しようとしたこれらの君主の不幸な選択とによるものである。」<sup>(8)</sup>内戦というあの不幸な出来事の原因を説明するためには、国王への責任追及をもあえてしなければならぬと考えるボリングブルックは、大胆率直にその罪をジェイムズ一世に帰している。もちろんかれは内戦のすべてを容認しているわけではない。だが内戦のなかで共和主義者や「狂信的な狂人」があらわれてきて、「統治を改良する代わりに転覆してしまつた」<sup>(9)</sup>のは、宮廷内に内戦の四〇年も前からびこっていた党派支配が国民のなかに反対党派をつくりだしたためであつて、国民は「挑発された」のである。「もし前者がおこななければ後者はけつして生じなかつたであろう。そして、あの忌むべき内戦の原因を冷静にたどつてみるなら、それがジェイムズ一世がイングランドの王位についたときに早くもかれの行動のなかにみられたことに、だれでも気づくであろう。」<sup>(10)</sup>

ボリンブルグブルックの『イギリス史論』は一六四〇年の内戦までで終わっているけれども、ほかの著作によってそのあとをつづけることは不可能ではない。王政復古をかれはつぎのように評価する。もしジェイムズ一世やチャールズ一世の圧政に代わって、もっとよい統治がおこなわれていれば、圧政の復活はありえなかったであろう。しかしかれらの圧政にとって代わったものは、党派や狂信者による憲政の根本的破壊であった。「圧政はしばらくのあいだ、それよりもっと悪いものによって押さえつけられていただけであった。したがってそれは王政復古により王政ともにもふたたびあらわれた。」<sup>(11)</sup>さらに悪いことには、クロムウエルの篡奪の間にフランスへ亡命していたチャールズ二世、ジェイムズ二世はカトリックに改宗し、かつフランスとの親密な関係をつくりだした。これはイギリス人の自由を脅かし、かつヨーロッパのバランス・オブ・パワーを変える危険をもっていたが、名誉革命はこれを救ったのである。「ウィリアム国王はわれわれを教皇制と隷属から解放した」<sup>(12)</sup>のであり、そしてそれはヨーロッパ全体をもフランスの脅威から救ったのであった。ボリングブルックはこの革命の成功の原因はトリーとウィッグとが連合したことにあったと考えている。革命の前哨戦ともいうべき一六七〇年代後半のいわゆる排斥法危機 (Exclusion crisis) は、これにとっては党派的な争いであった。国王はこれを利用して在野派をトリーとウィッグへ分裂させたのであって、この分裂がつづくときわめて危険であったのだが、この対立を調停したのは日和見主義者 (trimmer) とよばれた穏健派であった。こうして危険が増大するにつれて連合が復活し、「両派ともその党派性を祖国のために犠牲にした。」<sup>(13)</sup>この革命のときにも共和派その他の気まぐれものたちの蠢動はあったけれども、そしてもしそれが成功していれば連合は解体したであろうけれども、さいわいにしてそれは押さえられたのである。

以上のようなボリングブルックの名誉革命観はウィッグ史観のほぼ通説といってもよいものである。かれ自身、トリーのとない受動的服従の理論を「悪い原理」<sup>(14)</sup>といい、ウィリアムの王位は「国民からの贈物」でその即位のさい

「国民との原始契約を更新した」というウィッグの見解をうけ入れたのであった。<sup>(15)</sup>しかしボリングブルックはそこにとどまらなかつた。すでにのべたように、かれはイギリスの政体を「もつとも完全な体系」とよびつつ、しかも名譽革命による解放は不十分であつて、新しい党派支配が議会と国民とを腐敗させているとみるのである。「権利の宣言（＝権利章典）はあまりに漠然としていてあまりに不完全であり、それがつくられた機会の重要性と有利な状況に見あつたものではなかつたといつてよいであらうし、経験がそのことの正しさをしめすであらう。」<sup>(16)</sup>「あの名譽ある解放の完成は、それから四五年もたつてなお、その当時の希望や約束や、その後機会があつたにもかかわらず、不完全である。」<sup>(17)</sup>この不完全さの基本はいまだに議会の独立性が確立していないことにあるが、それだけにとどまらず、外交政策においては大陸の戦争に深入りしすぎ、このため国内では国債を大量に発行してごく少数者のみを富ましめつつ財政破綻と重税によつて国民を困窮におとしられている、というのがボリングブルックの現状認識であつた。<sup>(18)</sup>そしてその理由は一七一〇年の『イグザミナー紙への手紙』ですでにのべられていたように、ウィッグ派が国民的利益を忘れて貨幣利益（moneyed interest）および外国、とくにオランダの利益に追隨していることにあるのである。「土地の所有者と、外国貿易の収入によつて本国へ富をもたらしめている商人とは、二回の戦争のあいだに国の費用の膨大な負担をすべて負つてきたのに、共通の資産になにもものをもつけ加えない金貸したちは、公共の災難によつて繁栄し、公共の負担にはまったく寄与していない。」<sup>(19)</sup>

こつういう貨幣利益にたいする批判は当時かなりひろくみられたものであつた。しかしこれを名譽革命における解放の不徹底性に結びつけて論じたところに、ボリングブルックの特異性がある。それはトリー的にもウィッグ的にもなく、きわめて萌芽的ながら、やはり急進主義的とよんでよいものであろう。しかもその名譽革命体制批判がサクソンの自由の原理によつていふことも、一八世紀後半の憲政情報協会やロンドン通信協会などにつうずる思考様式であつ

た。イギリス急進主義の思想的源泉はロック的自然法論であるとともに、おそらくはそれより以上に、「ノルマンの軛」の思想であったのである。ボリングブルックはこの点でもレベラーと急進主義とをつなぐ線のうえに位置している。たゞらうてよ。

- (1) Remarks on the History of England, *Works*, vol. I, p. 316. たゞしこのあとの叙述では、ケルト人とサクソン人とは混同せしめられてゐる。
- (2) *Ibid.*, p. 317.
- (3) *Ibid.*, p. 318.
- (4) *Ibid.*, p. 319.
- (5) *Ibid.*, p. 331.
- (6) *Ibid.*, p. 352.
- (7) *Ibid.*, p. 363.
- (8) *Ibid.*, p. 363.
- (9) *Ibid.*, p. 429.
- (10) *Ibid.*, p. 408.
- (11) A Dissertation upon Parties, *Works*, vol. II, p. 30.
- (12) *Ibid.*, p. 96.
- (13) *Ibid.*, p. 70.
- (14) *Ibid.*, p. 70.
- (15) *Ibid.*, p. 100.
- (16) *Ibid.*, p. 75.
- (17) *Ibid.*, p. 92.

(31) Cf. Letters on the Study and Use of History, *Works*, vol. II, p. 313. ここでボリングブルックは国民的困窮 (national beggary) という表現を用いている。なお租税の問題についてはかれが地租ではなく消費税に反対し、減債基金の流用により地租を引下げるのは危険であり、ポンドあたり四シリングの地租で我慢しても国債の減額につとめるべきだといっているのは、当時のトーリ派地主層の意向をしめすものとして興味ふかい。利子率引下げの主張もあるが、これらは在野ウィッグと共通の要求であった。Cf. Some Reflections on the Present State of the Nation, principally with regard to her Taxes and her Debts, and on the Causes and Consequences of them, 1749, *Works*, vol. II, pp. 454-455.

(32) A Letter to Sir William Windham, 1740, *Works*, vol. I, p. 116. ここで商人は貨幣利益にふくまれてゐることに注意。ただし東インド会社はイングランド銀行とともに貨幣利益にふくまれてゐる。

#### 四 ボリングブルックの宗教思想

##### (1) 既成宗教および教会批判

レズリ・ステイヴンは一八世紀イギリスの理神論を建設的なそれと批判的なそれとに二分しているが、これは N・L・トリリーがいうように「かなり恣意的な区分」である。理神論は多かれ少なかれ既成宗教への批判をふくむものであり、同時にそれは無神論ではないのだから(汎神論的傾向をもつものはあるが)それ独自の神の概念をもち、それなりの体系性をもつ。したがってすべての理神論は批判的であると同時に建設的なのであって、ステイヴンの分類では建設的理神論のなかへいれられているボリングブルックにも、もちろん批判的側面がないわけではない。むしろその批判的側面の方が重要だともいえるように思われる。

ボリングブルックはしばしば「無神論と神学者との結託」とか、「神学が無神論を助けにきた」といふような表現を用い、この両者にたいする批判をおこなおうとするのであるが、しかし無神論にたいする批判はほとんどなく、批

判の対象はもっぱら神学（ボリングブルックの言葉でいえば人為的神学 artificial theology）である。ボリングブルックは哲学的にはベイコン、デカルト、ガッサンディ、ロックの流れをくむことを自認し、もっとも確実なもの（直観的知識）から出発して観察と経験と推論によって知識の体系がくみだてられるとしており、これをかれは第一哲学（first philosophy）と名づけるのであるが、それは「自然神学あるいは有神論、および自然宗教あるいは倫理」を意味するものであった。これはようするに神の存在の証明であって、これが証明されればそれだけで無神論は批判されたこととなるのだが、問題なのはこの自然神学のうえにさまざまな教義をつみかさねてつくりあげられた人為的神学であって、その第一段階は教父たちがつけ加えた比喻や秘儀であり、第二段階はクリュソストムスやヒロニムスらがつけ加えた修辞学であり、第三段階はスコラ哲学がつけ加えた論理学である。<sup>(5)</sup>このような神学に支えられて、「われわれの西方世界においてはキリスト教は、ローマの司祭たちの指図のもとに、迷信によって、迷信にもとづいて動いている聖職者の偽瞞の体系以上の何物でもなくなった」<sup>(6)</sup>のである。人為的神学は神の観念をゆがめ、誤った屬性を神に帰し、こうして神の真実の姿を捨ててしまったのであった。そのなかでは歴史の偽造もおこなわれている。「もしユダヤ教やキリスト教の基礎が真実のなかにおかれていたとしても、何人かの工作者の利益と好みとによって、それらの構造をみがきあげ、飾りたて、支えてゆくために、なんと多くの作為が考えだされてきたことであろうか。ユダヤ人がこういう罪を犯してきたことはひとめられるであろう。そして、キリスト教の恥ではないとしても、キリスト教徒にとって恥すべきことに、どちらの教会の教父たちも相手の教会の教父たちに先に石を投げる資格はないのである。」<sup>(7)</sup>

だが既成宗教の罪はそれだけにはとどまらない。教会のなかに聖職者の集団が生まれ、位階制がつくられると、これは権力と癒着し人民を収奪しはじめる。「位階制と君主政との結合によって、よい統治のみを支持すべきであった

宗教は、聖パウロがやったように、よい統治も悪い統治をも同じように支持するよう利用された。<sup>(8)</sup> この結合が生み出したものは「人類の自由にたいする共同収奪 (joint usurpation)」<sup>(9)</sup> であり、国王と聖職者との協定による「市民社会の権利への侵害」<sup>(10)</sup> であった。こうしてキリスト教の歴史は迫害の歴史となる。「マホメット教徒のなかではキリスト教は現実に寛容されており、教会とモスクのドームが同じ町のなかにそびえている。しかし、キリスト教の一教派が他の教派を根絶しうる力をもったときにもこれを寛容したという例を見つけることは困難であろう。のちの時代になると、いままではたんに実行されていただけのことが教えこまれるようになった。迫害は体系化され、謙虚でつましいイエスの弟子たちが、どんな野蛮な征服者も主張しなかったような専制をみとめるようになった。」<sup>(11)</sup>

以上のような既成宗教および教会批判は、主としてカトリックにたいしてむけられたものであり、当時のイギリスにおいてはひろくみられたものであった。しかしボリングブルックの場合に注目すべきことは、こういう批判がカトリックにたいしてむけられていただけでなく、プロテスタントにたいしてもむけられているということである。ボリングブルックは宗教改革の意義をあまり評価しない。<sup>(12)</sup> 教義上の争いについても対立はむしろはげしくなって分裂が深刻化し、権力との結びつきについても宗教改革はなんら新しいものをもたらさなかった。「わが国の教会制度は大きな君主制に適している。ルター派の制度はドイツの小領主と小国家のそれに適しており、カルヴァン派の制度は小さな貧しい共和制に適している。」<sup>(13)</sup> たしかに迫害は緩和されたけれども、それは手段が変わっただけで方針は変わっていないのである。現にカルヴァンはその『綱要』のフランス語版の扉に「私は平和をもたらすためにではなく剣をもたらすためにきた」というモットーをかかげているではないか。ボリングブルックのプロテスタント批判は、とりわけカルヴァンにたいしてきびしい。かれのとなえる救済予定説は狂気じみているし、<sup>(14)</sup> かれの弟子であるわが国のピエウリタンたちは聖書を恣意的に解釈して「ローマの聖職者がかつておこなったのと同じような聖職者の専制」<sup>(15)</sup> をおこ

なっている。教会制度としてはポリングブルックは、カトリックとピューリタンとの中道 (a middle course) をゆくものとしてイギリス国教会を支持し、「これ以上合理的な制度は望みえない」<sup>(16)</sup> というのであるが、しかし、「すべてのうちでもっともヒューマンなイギリス教会でも、もし可能なら、他のすべての宗教を根絶するであろう。彼女は絞首刑や火あぶりにはしないだろう。そのやり方はもっと穏健で、したがっておそらくもっと効果的であろう」<sup>(17)</sup>。

以上のようなポリングブルックの既成宗教および教会にたいする批判から予想されるかれの宗教論は、教義の単純化と信仰の自由ということをと二つの柱とするものであろう。ところが、教義の問題は後述するが、ここで生ずる難問はかれが非国教徒にたいして不寛容であったということである。名譽革命後の寛容法によってカトリックと反三位一体論者を除いて非国教徒にたいする迫害がなくなったことは周知のとおりであるが、しかし審査法にもとづく差別はいぜんとしてつづいていた。この審査法の形骸化を防ぎ、差別の維持を狙ったのが一七一一年の臨時遵教法 (Occasional Conformity Act) と一四年の分離派法 (Schism Act) であるが、ポリングブルックはこの二つの法律を支持するのである。「いかなる人も宗教問題にかんする意見のために政府の保護を奪われるべきではない、ということ は社会の善のために必要なことである。しかし、だからといって、みずからの原理に忠実に既成の制度をくつがえそうと企てる人びとに、この制度の維持を、いかなる程度であれ、ゆだねるべきだということにはならない。良心の自由は、教育や長い慣習による偏見のためにこりかたまってしまった良心の場合には、善政と人間性のルールに合致するものであるが、しかし、だからといって、政府がこんごも良心の自由をみとめ、偏見をひろめたり、こういう慣習をつくるのを見逃す義務があるということにはならないであろう。悪い結果は救いようがないから容認してもよいけれども、悪い原因は阻止すべきであり、したがって容認される資格はない」<sup>(18)</sup>。つまりポリングブルックにとっては国教会制はあくまで維持すべきものであって、これを否定するものは官職につけるべきではないし、また、すでに非国

教徒になってしまったものはやむをえないけれども、こんど新しく非国教徒を育てるべきではない、ということなのである。とすれば、かれが批判しているかにみえた国教会の「穏健で効果的」な非国教徒根絶の政策を、じつはかれは支持していたということにならざるをえない。これはかれの理神論とは矛盾しないのか、なぜかれはこのような国教会支持の立場を固守したのであろうか。

考えられるひとつの理由は非国教徒はウィッグと結びついていたという政治的なものである。ボリングブルックは、いままでのような政治的対立のなかでは非国教徒がウィッグを支持していたことは原理的に当然であったといっている。<sup>(19)</sup>しかし、さきへのべたように、いまやウィッグとトーリという原理的な対立はなくなり、あるのは宮廷派と在野派のみなのであるから、非国教徒にたいする態度も変えられなければならない。「われわれはいまや、プロテスタントのあいだの完全な和解、あるいはあらゆる相違点の解消、あるいは区別という名に値いしないほどささいなところまでに相違点を縮小することへの、真の唯一の途のうえにいる。こういう幸福な目的は相互の善意によってえられなければならない。それはけっして力によっては達成できない。<sup>(20)</sup>」この主張は、さきの臨時遵教法や分離派法にたいするかれの態度とあきらかに矛盾している。これはさきの主張が一七一七年ごろに書かれた『ウィンダムへの手紙』のなかのものであり、全プロテスタントの和解の主張が一七三三年ごろのものという時間的な差によっていちおうは説明されるけれども、しかしこの和解の主張においても国教会制の維持という基本的態度が変わっているわけではない。換言すれば、教会を信者の自発的結社と考える発想はボリングブルックにはみられないのであって、そのかぎり、和解の主張は国教会の幅をなるべくひろげて非国教徒をもこれに包摂しようとするコンプリヘンションの主張とみなければならない。『政党論』においても、名譽革命体制をみとめないか、あるいはこれを裏切る両極端はしりぞけようという主張があるが、<sup>(21)</sup>『ポーブへの手紙』(一七二六年ごろ)では、一方においては主教も長老も神権にもとづくもので

はないとして、牧師 (Preacher) は可能なきぎり本来の姿にもどり「自発的拠金」にたよるべしという主張がみられる反面、教会制度の大きな変革は望ましくないとされ、わが国においては「審査法と寛容」という一見両立しがたいものがみごとに結びつけられている、とのべられている。<sup>(22)</sup> かれがもとめていたのは原理的な意味での信仰の自由であったのではなく、国民を統一しうるような宗教の樹立だったのである。政治の安定のためにはそのことが必要だとかれは考える。なぜなら「市民的統治は宗教なくしては存続しえないから」<sup>(23)</sup>である。かれはいう、「統治がそのあらゆるよき目的のために有効であるためには宗教がなければならぬ。この宗教は国民的でなければならぬ。そしてこの国民的宗教 (national religion) は信望をうけ尊敬されなければならぬ。他のすべての宗教または教派はこれのライヴァルとなりえないよう低く押さえておかなければならぬ。これが私の考えではよき政治の第一原理である。」<sup>(24)</sup> それでは理神論とよばれるかれの宗教思想は、この「国民的宗教」とどのようにかかわるのであろうか。これが最後の問題である。

- (1) N. L. Torrey, *Voltaire and the English Deists*, New Haven, 1930, p. 1.
- (2) Fragments or Minutes of Essays, *Works*, vol. IV, p. 344.
- (3) The Substance of Some Letters, written originally in French, about the year 1720, to M. de Pouilly, *Works*, vol. II, p. 471.
- (4) Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. III, p. 49.
- (5) Cf. *Ibid.*, pp. 59-60.
- (6) *Ibid.*, *Works*, vol. IV, p. 90.
- (7) Letters on the Study and Use of History, *Works*, vol. II, pp. 213-214.
- (8) Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. IV, p. 29.

- (6) Ibid., p. 29.
- (7) Ibid., p. 59.
- (11) A Letter to Sir William Windham, *Works*, vol. I, pp. 175-176.
- (12) ただし、そのサットンソンの教会批判は評価して置らぬ。もっともサットンソンの教を乱用し、蜂起したものは非難されてゐる。Cf. Remarks on the History of England, *Works*, vol. I, pp. 321, 325.
- (13) Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. IV, p. 90.
- (14) Cf. Fragments or Minutes of Essays, *Works*, vol. IV, p. 389.
- (15) Letters or Essays addressed to Alexander Pope, *Works*, vol. IV, p. 91, n.
- (16) Ibid., p. 92, n. ホリントンブルックがとくに指摘してゐるイギリス国教会の長所はそれが世俗権に服してゐるといふことである。
- (17) A Letter to Sir William Windham, *Works*, vol. I, p. 176.
- (18) Ibid., pp. 115-116.
- (19) Cf. A Dissertation upon Parties, *Works*, vol. II, p. 26.
- (20) Ibid., p. 25.
- (21) Cf. Ibid., p. 27.
- (22) Cf. Letters or Essays addressed to Alexander Pope, *Works*, vol. III, p. 56, vol. IV, pp. 90, 109.
- (23) Ibid., *Works*, vol. III, p. 233. 「もしひたすらに聖業をいへば、この宗教は教会統治をめぐつての存続し繁栄する」といふのである。この考えを述べたのはロンズリグーシヨナリストスへむけたらうかと思われるが、ボリントンブルックの教会論はもつと政治的なものであつた。
- (24) Ibid., *Works*, vol. IV, p. 108.

## (2) 理神論と国民的宗教

理神論とは特定の教典（とくに聖書）や啓示によらずに神の存在を主張し、したがって人類全体に共通する信仰簡条と道徳律をとくもの、と定義することができるから、その思想内容の分析にあたっては、神の存在の証明、聖書と啓示についての考え方、信仰簡条と道徳律の内容という三点がポイントとなる。

まず神の存在について、ボリングブルックはつぎのように考えている。「現在何物かが存在するのだから永遠の昔から存在していたものがあったにちがいないし、現在知性が存在するのだから永遠の存在は知性的存在であるにちがいない（なぜなら存在しないものが存在を生みだし、知性的でないものが知性を生みださうとはだれも主張しないであろうから）。このような存在は必然的に存在しなければならない。……なぜなら原因なしの結果が無限につづくとは考えられないし、有限につづくとも考えられないからである。……神の存在を否定することと自分自身の存在を否定することとは、ほんの一步の差である。なぜなら、もしわれわれが後者についての直覚的知識をもっているなら、後天的な（*a posteriori*）証明において前者と後者を結びつけるあらゆる観念について同様の直覚的知識をもっているからである。」これは神の存在のいわゆる宇宙論的証明であって、この当時よくみられたものであった。しかしこのような後天的証明からかりに神の存在が論証されるとしても、それがキリスト教の神であるということにはならないし、唯一神とさえもいえないであろう。ボリングブルックは多神論や偶像崇拜の方が「人間精神の自然の考え方によりふさわしいもの」<sup>(2)</sup>なのだから、未開の時代にはむしろ多神論が一般的であったとし、しかしそれにもかかわらず一神教はイスラエルにのみ特有のものではなかったという。ここの論証はあいまいであるがとにかく、唯一神信仰こそ「自然神学の第一の偉大な原則」<sup>(3)</sup>とされるのである。そして啓示や聖書によらずにこの原理に到達しうる例証としてもちだされているのはシナである。「自然宗教は他のいかなるところよりもこの国においてもっとも純粋に混

じりものなく維持されてきたように思われる。<sup>(4)</sup>シナにはモーセの五書に匹敵する書物（五經のことか）があり、至高の存在を意味する Yam Ti という神が人類に善と悪とを与え、Foh なる帝国建設者がこの神にいけにえを捧げ、Hoan Ti がこの神のために寺院を建てたといふ。<sup>(5)</sup> こういうシナの宗教美化論もまたこの当時の理神論者によくみられたものであった。

ところで神の存在を論証したボリングブルックは、それを唯一の創造主というのみでそれ以上のことをいおうとはしない。「神にかんするわれわれの知識はそれ以上にはすまない。すべての知覚の対象の真の本質と内部の構造についてもわれわれはまったく無知である。まして知覚しえない神の存在の様式やその性質や本質やその物質的精神的属性について、かれの作品やかれの性質や属性がわれわれに伝えること以上に知ろうとすることは、はるかに不合理である。神にかんする知識はこの程度で十分なのであって、これが固定点であり、これを一方の側へこえると無神論となり、他方の側へこえるとはしばしば形而上学的冒瀆となる。」<sup>(6)</sup> 神は世界を創造し、人間のなかには利己心と理性とを植えたのみであって、それ以上には神は直接には世界や人間にかかわらない、というのがボリングブルックの（あるいは理神論一般の）考え方であった。神はみずからが創造した世界の法則によって逆に拘束されるのであって、神といえどもこの法則を乱すことはできないのである。神の力は、あたかも君主の力と同じように、限定をうけている、とボリングブルックはいう。もちろん神の力は他者から委託されたものではない。しかし神といえども事物の本性を変えることはできないのである。<sup>(7)</sup>

このような考え方にたてば、啓示についてかれがどう考えたかは説明するまでもなくあきらかであろう。ロックが啓示は理性をこえるが理性には反しないといったのにたいし、ジョン・トランドは「福音書のなかには理性に反することも理性をこえることも何ひとつない」といっているが、ボリングブルックの啓示論はロックよりもトランドに近

い。「啓示と称するものに基礎をおく宗教は内容がふえ神秘的となり、信仰と知識とを対立させ、そして理性的な検討に耐えられなくなると、それは理性をこえるといつて理性から逃げるのである。……啓示の真実性は理性の対象であり、理性によって検証されなければならない。」<sup>(8)</sup>とここでこのように啓示の有効性に疑問を投げかけるさい、かれが批判の対象としたのがたんにカトリックだけではなく、熱狂主義とよばれる諸セクトもまたその対象となっていたことにはやはり注目をしておく必要があるろう。かれがとくに言及しているのはクエーカーとメソヂイストであつて、これらの啓示が神の声なのか悪魔の声なのかはミステリだとボルンブルックはいい、これらを一種の危険思想とみなすのである。この点でもかれの理神論は両面批判という性格をもっていたといえよう。

それでは聖書についてはどう考えるのか。『歴史の研究と効用についての手紙』のなかでボルンブルックはつぎのようにのべている。聖書については、その歴史的部分と律法的教義的予言的部分とを区別しなければならない。その歴史的部分は人間の権威にもとづくもので、けつして無謬ではなく、むしろ「古い伝説の集成や古い記録の要約以上の何物でもない」と考えるべきである。こういう考えをボルンブルックはなお「仮説」として提示しているのとどまるのだが、しかし「このような仮説にたつとき、われわれは、旧約の系図や歴史がけつして時ののはじまりからの年代記や普遍史のための十分な基礎ではないと、躊躇なく主張することができるところである。しかしそのときには同じ仮説が、宗教にかんするかぎりでの聖書の権威の無謬性をたしかなものとするであろう。信仰と理性はいつもよりもうすしうまく調和するであろう。」<sup>(10)</sup>ニュートンの自然哲学を非常に高く評価しつつ、ニュートンがその道をふみはずして旧約の年代記という迷路にはいりこんでしまったことを、ボルンブルックは惜しんでいるが、かれ自身はこのように聖書のなかには誤りもあるという「仮説」をたてることによって、キリスト教を理性による批判から救おうとしたのである。この点では、聖書のなかの「理性をこえる」部分を、比喩ないし象徴として説明しようとした他の理神論者

よりも、ボリングブルックの方が近代的であったといえよう。

しかしボリングブルックにとっても聖書は信仰の対象としてはやはり無謬のものであった。ただしその内容ではできるだけ単純化される。キリスト教のなかで争われていた問題、たとえば信仰か行爲か、意志の自由か予定説か、というような問題については、ボリングブルックは「私は何もいわない」としてこれを避け、三位一体論についても明示的には何ものべられていないからミステリにとどまるとしている。それでは救済にとって不可欠な、もともと本質的な教義とは何か。かつてホップズはこれをもっとも単純化し、「イエスはメシアである」ということだけが唯一の本質的な教義だといったのであるが、ボリングブルックはそこまでは割りきっていない。たしかに、「メシアたるキリストへの信仰はキリスト教の第一原理」ではあるが、しかしそれが唯一のものではない。そのほかにも本質的な教義があり、ボリングブルックはそれらを明示しないまま、ようするに福音書の教えが「自然宗教であれ啓示宗教であれ、真の宗教のあらゆる目的にとっての完全な体系」であり、「福音書にせめされたキリスト教は……自然宗教の体系である」というのである。このように、他の理神論者と同じように、ボリングブルックにとっても、自然宗教とは単純化されたキリスト教の別名にほかならないのである。自然宗教は理性のはたらきによって自然から知りうる宗教であるが、キリスト教では啓示が一挙にこれをしめすのであって、そこにキリスト信仰の有利さがあるのだが、しかし自然宗教とキリスト教とのあいだには本質的な差はない、ということになる。

しかし、自然宗教をもっとも純粋にたもっているというシナの宗教のなかに、イエスはメシアであるという信仰簡条がふくまれるであろうか。イエス・メシア信仰はいうまでもなくキリスト教に特有のものであって、この点を強調すればするほど、キリスト教と自然宗教との差が大きくなっていくはずである。だからホップズは、キリスト教のなかの広教主義者とよぶことはできても、理神論者ということではできない。逆にボリングブルックの場合には、かれが

キリスト教と自然宗教との一体性を強調すればするほど、イエス・メシア信仰の意義はうすれざるをえない。むしろ、あらゆる宗教に共通する要素をとりだしてゆくとすれば、そこから生ずるのは宗教の道德化という方向であろう。ボリングブルックの理神論も客観的にはそういう方向を指向しているとみるべきである。

道德律にかんしてボリングブルックは、ロックを批判する。ロックは道德律もまた論証可能であるとし、概念を正確に定義してゆけばこれを結びつけて道德律をみちびきだすことができるとした。しかし数学の場合とちがって、道德概念にはその素材となる感覚が必要であり、抽象的觀念のみの結合では道德律はみちびきだしえない、とボリングブルックはいう。<sup>(16)</sup> ロックにしたがって生得觀念を否定したボリングブルックは、道德にかんしては唯一の生得的原理をみとめる。それは利己心 (self-love) である。そしてこの利己心は快樂の追求と苦痛の厭惡を生む。これが本能的な人間の行動原理であるが、この原理が理性にみちびかれるときに道德律が生まれる。かれはこれを自然法と名づけるのであるが、キリスト教はこの自然法を確認したものにほかならない。<sup>(17)</sup> もしこのようにキリスト教は自然法の確認であるとすれば、イエス・メシア信仰はその本質的な部分とは、とうていいいえなくなるであろう。事実かれは、前言をひるがえすかのように、つぎのようである。「神学の王国は暗黒の王国である。そして福音の眞の光を享受するためには、われわれはそこから逃げださなければならぬ。イエスがメシアであることは、ある人びとによって信仰の『ただひとつ必要なもの』といわれている。しかし自然法を守ることこそ、義務の『ただひとつ必要なもの』である。<sup>(18)</sup>」このような宗教こそ、市民社会の安定には欠かせないものと、ボリングブルックには考えられたのである。かれのいう国民的宗教とはじつはこのような国民的道德であったのではなからうか。政治において超党派的な国民的統一の必要が主張されたように、その精神的支えとして主張されたのがこの国民的道德であった。

このように考えてみると、ボリングブルックの政治思想と宗教思想とのギャップは、ふつう考えられているほど大

きなものではなかったように思われる。かれの既成宗教批判はたしかに手きびしいが、その理神論はカトリックと狂信的セクトへの両面批判をつうじて教義面で全プロテスタントの和解をはかり、制度的には国教会体制を維持してこれを国民的統一の基礎としようとしたものといえよう。したがってその「建設的側面」においてはかれの宗教思想にはかえって急進主義へつうずるものはなかったのである。

- (1) Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. III, p. 67.
- (2) *Ibid.*, p. 7.
- (3) *Ibid.*, p. 331. ただしかれは多神論であっても神々のなかに序列があり、最高神が存在すれば一神論と同じと考えている。
- (4) Fragments or Minutes of Essays, *Works*, vol. IV, p. 264.
- (5) Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. III, pp. 344-346.
- (6) *Ibid.*, p. 264.
- (7) Cf. Fragments or Minutes of Essays, *Works*, vol. IV, p. 452.
- (8) Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. III, p. 381.
- (9) Cf. *Ibid.*, p. 144.
- (10) Letters on the Study and Use of History, *Works*, vol. II, p. 205.
- (11) Cf. Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. III, p. 334.
- (12) *Ibid.*, pp. 519-520. ただし別(6)と同じでボリングブルックは予定論は誤りで、自由意志の存在は疑いなきものと信じてゐる。  
° Cf. Fragments or Minutes of Essays, Works, vol. IV, pp. 389, 419.
- (13) Cf. Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. IV, pp. 9, 11.
- (14) *Ibid.*, vol. III, p. 442.
- (15) *Ibid.*, pp. 418, 420.

- (16) Cf. *Ibid.*, p. 117.
- (17) Cf. *Ibid.*, pp. 397, 400. 『生得的道徳諸原理にかんする反省』でもつぎのようたのへられてゐる。「われわれのあらゆる運動の唯一の生得的原理と主要源泉は、われわれの存在への愛、快樂への欲求、苦痛への厭悪である。これは盲目的な原理である。」 *Reflections concerning Innate Moral Principles. Written in French by the late Lord Bolingbroke and translated into English.* London, 1752, p. 33. この小著はこの著作集にも収録されてゐない。「あとがき」によらるとこれはボリングブルックがパリの『エンテソール俱樂部』のために書いたもので、パリ版からの英訳となつてゐるが、パリで公刊されたのか、いつかは不明である。
- (18) Letters or Essays addressed to Alexander Pope, Esq., *Works*, vol. III, p. 485. この「暗黒の王国」といふ表現はホッブズを照したものである。

## 五 ボリングブルックの著作集について

ボリングブルックの著作集には、私の知るかぎり、つぎの九種類がある。

- (1) *Works*, 11 vols., London, 1753-83.
- (2) *The Works*, ed. by D. Mallet, 5 vols., London, 1754, new eds. 1777, 1793, 1809.
- (3) *The Works*, 7 vols., London, 1777-1798.
- (4) *The Works*, 1 vol., Dublin, 1792.
- (5) *The Works*, 4 vols., Philadelphia, 1841, rep. Kelly, N. Y., 1967.
- (6) *The Works*, 4 vols., London, 1844, rep. Frank Cass, London, 1967.
- (7) *The Philosophical Works*, ed. by D. Mallet, 5 vols., London, 1754, rep. 1776(?), 1777, 1968.

(∞) *The Miscellaneous Works*, 4 vols., Edinburgh, 1768, rep. 1773.

(○) *A Collection of Political Tracts*, 1 vol., Dublin & London, 1748, rep. 1769, 1775, 1788.

以上のうち、(2)(3)(5)(6)は一橋大学にあり、(7)は東京大学に、(1)は第七巻と第一二巻とが京都大学上野文庫にある。一巻本の著作集の第一二巻があるところのは奇妙な話だが、これは[D. Mallet], *Memoirs of the Life and Ministerial Conduct, with Some free Remarks on the Political Writings, of the Late Lord Visc. Bolingbroke*, London, 1752 及び『英文学』“Works, vol. XII”と記せられておられる。⑨はリントン版を私がもっており、(4)は未見。

これらの著作集の内容はかなり重複している。(1)のうち第一巻から第五巻までは(7)と同じで、第七巻は(9)と同じである。第六巻は『政党論』、第八巻は『イギリス史論』、第九巻は『歴史の研究と効用についての手紙』、第一〇巻は『愛国者国王の理念』ほか二篇、第一二巻は『ウィンダムへの手紙』ほか二篇を収めている。(ナシヨナル・ユニオン・カタロンにやめ。)

(5)(6)は本文中でも似たように内容的にはまったく同一で、(2)もほぼ同一だが、(5)(6)には(2)に収められておらず、(5)の著作 (On Luxury; Remarks on a late Pamphlet, entitled, Observations on the Conduct of Great Britain; On Good and Bad Ministers; On the Policy of the Athenians; On the Power of the Prince, and the Freedom of the People) が収められておる。

(3)は(2)に二冊本の書簡集をつけ加えて七巻としたもので、この書簡集のタイトルはつぎのとおり。 *Letters and Correspondence, public and private, of the Right Honourable Henry St. John, Lord Viscount Bolingbroke, …… by Gilbert Parke*, London, 1798

(7) は第一、二巻が『ポーブへの手紙』、第三、四巻が『断片、あるいはエッセイ集』、第五巻が『プーイ氏への手紙』、『ティロトソンの説教にかんする手紙』を収めているが、これらは(5)(6)の第二巻の最後から第三、四巻に収められているものである。

(8) は第一巻が『歴史の研究と効用についての手紙』、第二巻が『イギリス史論』、第三巻が『政党論』、第四巻が『ウインダムへの手紙』、『愛国者国王の理念』ほか三篇を収めているが、いずれも(5)(6)に収められているものである。

(9) は一五篇の著作を収めているが、このうち(5)(6)に収められていないものはつぎの五篇である。Of the Constitution of Great Britain; The Freeholder's Political Catechism; On Bribery and Corruption; On Liberty, and the Original Compact between the Prince and the People; The Case of Dunkirk considered.

以上のほかに書簡集もあるが、著作集としては(5)(6)がもっとも収録著作数が多く、これに(9)を加えればほとんどの著作を読むことができる。しかし『生得的道德諸原理にかんする反省』や『イグザミナー紙への手紙』などのようなどの著作集にもはいっていないものもあり、書簡も書簡集に収録されていないものがある。完全な全集といるものはないということになる。各著作の執筆年代の推定にも困難な問題があり、ボリングブルックの著作の書誌学的研究はなお今後の課題であろう。ただし G. Barber, *A Bibliography of Henry St. John, Viscount Bolingbroke*, B. Litt. Thesis, Oxford Univ., 1963 とらう研究があるようだが未見。